

# 第5期川崎区地域福祉活動計画

(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)

川崎市川崎区社会福祉協議会



## はじめに

川崎区社会福祉協議会では、「つながりを育て安心して暮らせるまち かわさき区 ～か輪さきをめざして～」という基本理念のもと、地域のつながりや絆を深め、地域力を培うことを目指して皆様と実践してまいりました。

令和元年の台風19号により川崎市も大きな被害を受けました。川崎市社会福祉協議会では初めて災害ボランティアセンターを設置し、本会からも職員を派遣し、復興に向けた活動に取り組んでまいりました。

令和2年には、新型コロナウイルス感染の拡大により、外出や交流の機会が減り、一方で新しい生活様式への対応が求められています。

災害を含め、さまざまな問題が地域をとりまき、地域のつながり、支え合いづくりの重要性が一層増しております。

この度、第5期地域福祉活動計画を策定するにあたり、第4期と同様に、行政計画である地域福祉計画と基本理念、基本目標、計画期間を合わせ、地域福祉の推進に向けて両計画が補完し合うよう、策定段階から一体的に進めてまいりました。行政と緊密な連携を図りながら、第4期に引き続き、「つながりを育て安心して暮らせるまち かわさき区 ～か輪さきをめざして～」の実現を目指してまいります。

本計画を策定するにあたり、貴重な御意見をいただきました皆さまに心より感謝と御礼を申し上げます。

最後に、令和2年4月1日、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会と川崎市内の7区の区社会福祉協議会は合併しました。

市社協は存続法人として区社協の権利義務の一切を承継し、各区社協は、支部として引き続きこれまでの事業を継続しつつ、ひとつの社会福祉法人として、さらなる地域福祉の推進に努めてまいります。今後とも変わらぬ御支援・御協力をよろしくお願いいたします。

令和3年3月



川崎区社会福祉協議会  
会長 大橋 新太郎



# 目 次

序章 社会福祉協議会について .....	1
1 社会福祉協議会とは .....	1
2 川崎区社会福祉協議会とは .....	2
3 地区社会福祉協議会とは .....	3
第1章 川崎区地域福祉活動計画策定にあたって .....	4
1 川崎区地域福祉活動計画とは .....	4
2 川崎区地域福祉活動計画と川崎区地域福祉計画の関係 .....	5
3 計画の期間 .....	6
4 第4期川崎区地域福祉活動計画の振り返り .....	7
第2章 第5期川崎区地域福祉活動計画について .....	10
1 計画の理念 .....	10
2 基本目標・基本方針 .....	11
3 計画の体系 .....	12
4 第5期川崎区地域福祉活動計画の具体的な取組 .....	13
基本目標1 つながりをもみんなで育てる地域づくり .....	13
基本目標2 安心して暮らせる地域づくり .....	18
基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり .....	22
第3章 計画の推進体制と進行管理 .....	25
1 自助・互助・共助・公助による推進 .....	25
2 推進体制と進行管理 .....	26
資 料 編 .....	27
1 川崎区の統計データ .....	29
2 地域共生社会の実現に向けて .....	37
3 「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点 .....	38
4 第5期川崎区地域福祉活動計画策定経過 .....	39
5 地区社会福祉協議会の概況 .....	40
6 社協職員行動原則 .....	50

**【凡例】**

※第5期川崎区地域福祉活動計画の本文中に記載の団体等の名称については、下記のとおりとする。

凡 例	名 称
区社協	川崎区社会福祉協議会
地区社協	地区社会福祉協議会
全社協	社会福祉法人全国社会福祉協議会
県社協	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
市社協	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
区民児協	川崎区民生委員児童委員協議会
地区民児協	地区民生委員児童委員協議会
第4期活動計画	第4期川崎区地域福祉活動計画
第5期活動計画	第5期川崎区地域福祉活動計画

# 序章 社会福祉協議会について

## 1 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき全国都道府県市区町村それぞれに組織されている民間の団体です。誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを住民と共に考え、協力しあい推進していくことを目的としています。正式には「社会福祉協議会」と言いますが、呼びやすく「社協」とも呼ばれています。



### 社会福祉法より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

また、次の活動原則に基づき、地域の特性を活かした活動を展開しています。

### 社会福祉協議会の活動原則（全社協「新・社会福祉協議会基本要項」）

#### ①住民ニーズ基本の原則

地域住民の要望、福祉課題の把握に努め、住民ニーズに基づく活動を進める。

#### ②住民活動主体の原則

住民の地域福祉への関心を高め、自主的な取り組みを基礎とした活動を進める。

#### ③民間性の原則

民間組織らしく、開拓性、即応性、柔軟性を活かした活動を進める。

#### ④公私協働の原則

行政機関や民間団体等の連携を図り、行政と住民組織との協働による活動を進める。

#### ⑤専門性の原則

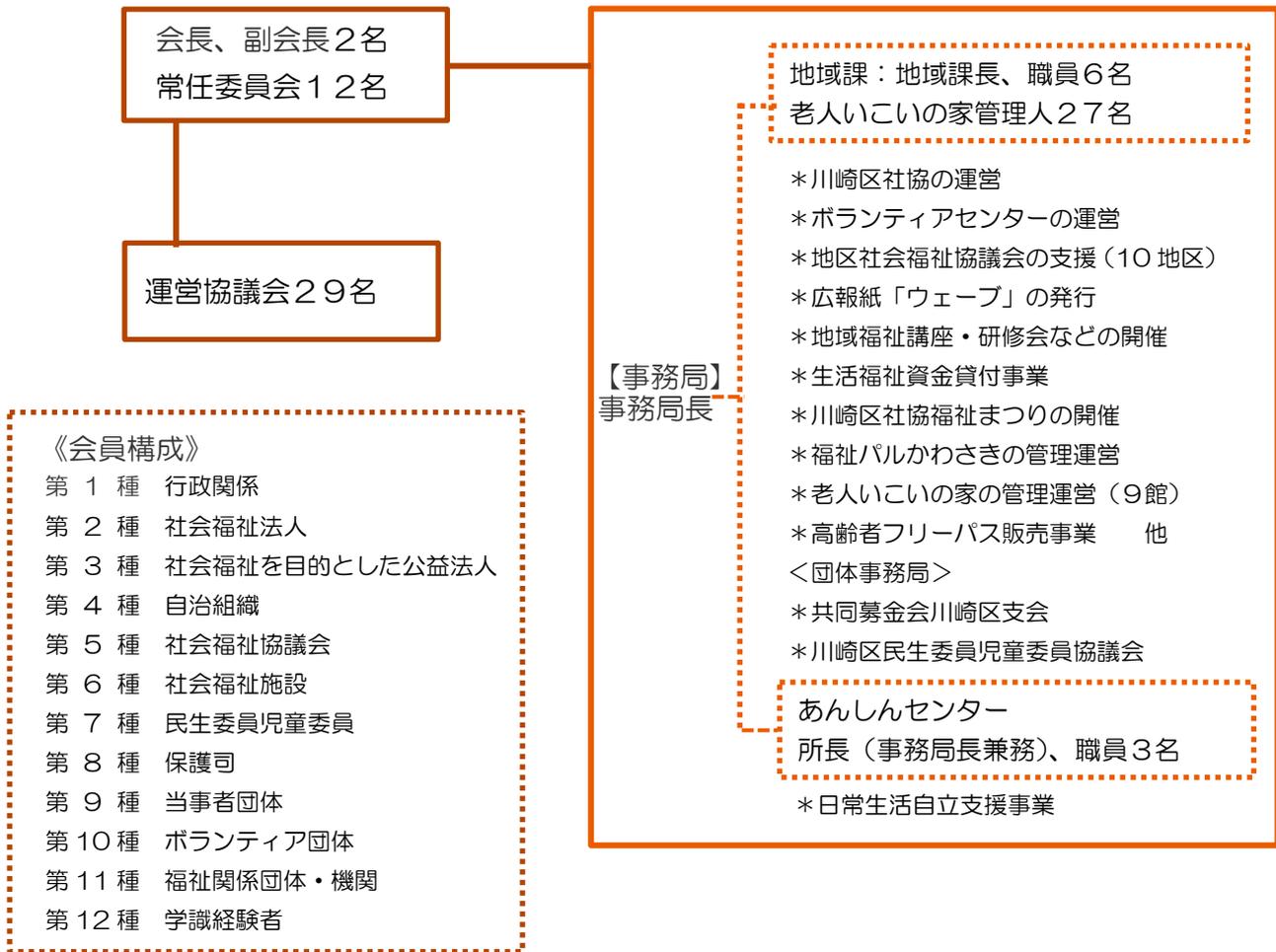
住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくり等、福祉の専門性を活かした活動を進める。

## 2 川崎市社会福祉協議会とは

区社協は昭和 48 年に設立し、平成 8 年 4 月に社会福祉法人格を取得しました。その後、限られた財源を合理的・効果的に活かし、経営基盤の強化を図るとともに、法人関係業務等を集約することにより、地域に根差した事業に力を集中し、住民主体による課題解決能力を強化するため、令和 2 年 4 月 1 日、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会と法人合併し、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会川崎区支部（通称：川崎区社会福祉協議会）となりました。

区社協は、川崎区内の町内会・自治会、民生委員児童委員、保護司、また社会福祉事業や活動を行っている福祉施設・ボランティア団体等が第 1 種から第 12 種の会員で構成しており、この種別の代表者をもって、常任委員会・運営協議会で組織運営の方向性を決定し、区社協事業を運営しています。このほかに社会福祉協議会の事業に賛同し、資金面で区社協を支援する賛助会員制度があります。

### ■川崎区社会福祉協議会 組織図（令和 3 年 4 月 1 日現在）



※第 2 種・第 3 種は市社協のみ

### 3 地区社会福祉協議会とは

地区社協とは、住民に身近な小地域の福祉課題の解決に向け、地域住民全員が福祉の担い手となり、住民同士がお互いに「支え合うこと」を目的としてさまざまな活動を展開している任意団体です。

川崎区内には 10 の地区社協があります。構成員や活動内容は、それぞれの地区社協によって異なりますが、その多くは町内会・自治会、民生委員児童委員、保護司、社会福祉に関する団体等によって構成され、さまざまな福祉活動が行われています。

※地区社協の概要については、P40 以降に掲載しています。



地区社協名	対象地域	地区社協名	対象地域
中央第一	本町、堀之内町、旭町、富士見1丁目、宮本町、東田町、砂子、榎町、駅前本町、新川通、境町、宮前町、港町	大師第二	四谷上町、四谷下町、観音、池上新町、台町
中央第二	貝塚、元木、下並木、池田、京町1・2丁目(セソール含)、日進町(サンスクエア含)、小川町、南町、堤根	大師第三	殿町、出来野、大師河原、江川、田町、塩浜、日ノ出、夜光、浮島町、小島町、千鳥町、東扇島
渡田	渡田、渡田向町、渡田新町、渡田山王町、渡田東町、小田1丁目	大師第四	大師本町、大師町、東門前、中瀬2・3丁目、昭和
大島	大島上町、中島、大島、富士見2丁目	田島	浜町、桜本、池上町、扇町、鋼管通、田島町、追分町、浅野町、南渡田町
大師第一	大師駅前、川中島、伊勢町、藤崎	小田	小田栄、京町3丁目、浅田、小田2～7丁目、白石町、大川町、田辺新田

# 第1章 川崎市地域福祉活動計画策定にあたって

## 1 川崎市地域福祉活動計画とは

川崎市では、近年大規模マンションの建設が進み、若い世代の転入者が多くなっています。また、外国人市民人口やひとり暮らし高齢者は市内で最も多くなっており、障害のある人の数も増えています。心身の健康問題や孤立化、育児や災害に対する不安、貧困問題など生活課題も多様化し、複雑になっています。

地域福祉活動計画は、このような課題を解決するために社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を運営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

### みんなの声



子育てをしている仲間を作って、いろいろな情報を知りたい…

最近は風水害が多くて、避難できるか心配…



転職してきたけれど、近所に顔見知りの人もないし、どんなまちなんだろう…

仕事を辞めてから生きがいを感じられない…



障害のある子どもを育てているけれど、見た目で見えないので、理解してもらえない…



最近物忘れがひどい…大丈夫かしら、誰に相談したらいいかしら…



あまり出歩かなくなって足腰が弱ってしまった…



日本語がよくわからない…同じ国の人が集まる場所はないかな…



## 2 川崎区地域福祉活動計画と川崎区地域福祉計画の関係

区社協が策定する民間の活動・行動計画を「地域福祉活動計画」、川崎区が策定する行政計画を「地域福祉計画」と言い、共に福祉コミュニティづくりには不可欠な計画です。

第5期活動計画の策定では、第4期活動計画に引き続き川崎区地域福祉計画と計画期間を合わせ、地域福祉事業の展開においてその機能と役割が互いにより一層発揮することができるよう、共通の理念と目標を掲げるなど、策定段階から一体的に進めてきました。

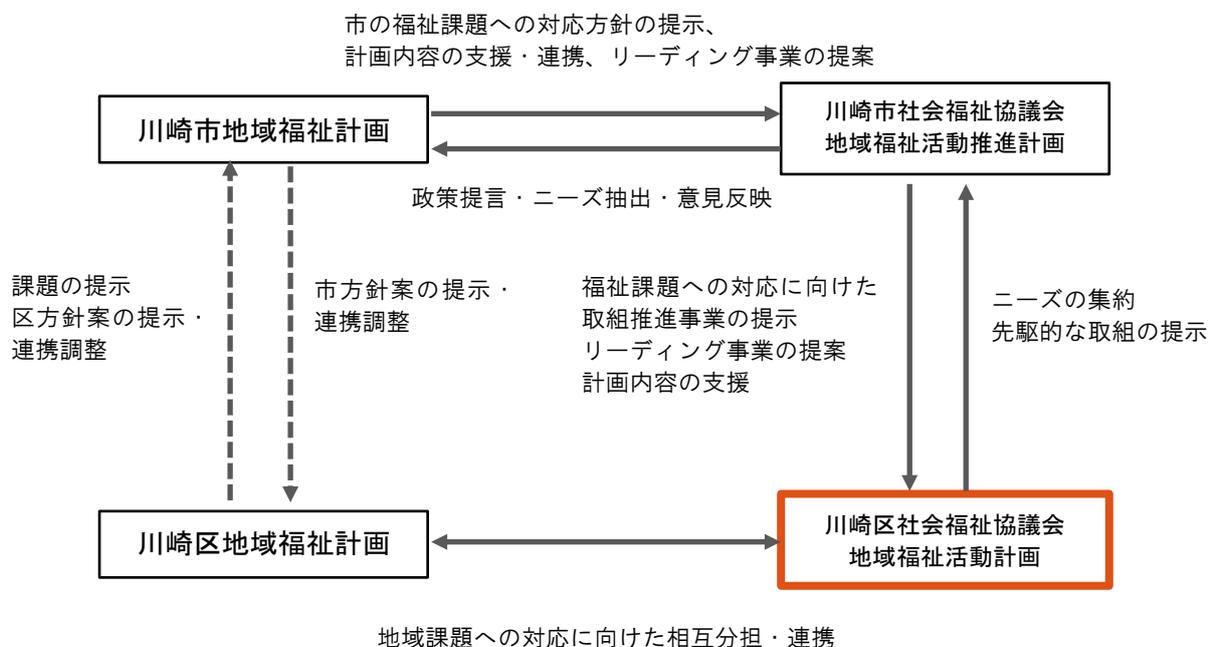
### 川崎区地域福祉活動計画

- ・ 住民や福祉団体が主体的に取り組む事業を具体化した民間の活動・行動計画
- ・ 地域福祉を推進する上で、社協や住民組織、住民の基本的な指針となる計画

### 川崎区地域福祉計画

- ・ 社会福祉法に基づき策定する行政計画
- ・ 地域福祉を推進するための理念や仕組みを明確にする計画
- ・ 個別の福祉計画では対応できない、横断的な取り組みを明確にする計画

### 【地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係】



区社協・市社協の計画は、相互に役割機能を果たすことにより、住民主体の地域福祉をより一層推進することをめざします。

### 3 計画の期間

川崎区と連携して地域福祉を推進していくため、計画期間及び見直し時期を川崎区地域福祉計画と合わせています。第5期活動計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年となります。

年度 (西暦)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
川崎区 地域福祉活動計画	第4期活動計画		第5期活動計画			第6期活動計画			
			見直し			見直し			見直し
川崎区 地域福祉計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画			
			見直し			見直し			見直し

## 4 第4期川崎区地域福祉活動計画の振り返り

▼地域福祉懇談会



### 第4期活動計画の振り返りと課題

#### 基本目標1 つながり育てる地域づくり

- 基本方針1 つながり育てる身近な福祉活動を広げます  
基本方針2 共に生きる地域を目指し、互いの理解を深めます

- 地区社協が実施する子ども食堂・サロンの立上げやボランティア団体・子育て支援グループ等の活動を助成金の交付を通じて支援しました。
- 地域で互いに支え合う気持ちが育まれるよう障がい者支援講座、ボランティア基礎講座などの各種講座を開催しました。
- 子ども食堂情報交換会を開催し、関係機関の連携、情報の共有を図りました。
- 福祉に関する学びを深めてもらうため、主として小学校と連携し、当事者の講話・疑似体験等を行いました。
- 世代を問わず、区民に福祉を身近に感じてもらうこと及びボランティア、福祉関係団体、企業等参加者同士の交流をはかるため川崎区社協福祉まつりを開催しました。  
(令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、社会福祉大会の開催のみとなりました。)

#### 【今後の課題】

- ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の増加に伴い、支援を必要とする人・世帯が増えています。
- ボランティア団体構成員の高齢化による担い手不足から、活動の継続が難しくなっている状況があります。
- 福祉の理解者を地域の中に増やしていくためには、福祉教育の対象や実施方法の拡充が必要となります。



#### 【第5期活動計画に向けて】

- 1 地域の支え合い活動が広がり、継続的に実施されるよう取り組んでいきます。
- 2 講座の開催等を通じて、ボランティア活動を始める人が増えるよう取り組んでいきます。
- 3 福祉の理解者を地域の中に増やしていくため、福祉教育の対象や実施方法を検証し、拡充を図ります。

**基本目標2 安心して暮らせる地域づくり**

- 基本方針3 あらゆる生活課題・福祉課題に向き合い、区民一人ひとりに寄り添った支援を行います
- 基本方針4 より多くの区民に福祉情報を提供します

- 地域の会合、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業など様々な場面で寄せられた福祉に関する相談に対し、地域団体や関係機関と協力して対応しました。
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休校により、食事を満足にとることができなくなってしまった子どもがいる家庭に対して、関係機関、企業等と協力し、食糧を支援しました。
- ボランティア相談に対し、ボランティア活動者・団体と協力しながら対応しました。
- 新型コロナウイルス禍に伴う生活福祉資金（緊急小口資金等）特例貸付の申込み窓口業務を担い、国籍を問わず多くの人の申込み手続きを行いました。
- ホームページを一新して、スマートフォンやタブレットに対応したシステムに移行しました。

**【今後の課題】**

- 複数の課題を有する個人・世帯への支援は、一機関だけで対応することが難しい場合が多く、関係機関、地域住民組織、ボランティア等地域全体で取り組んでいく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により町会・自治会を通じて広報紙の全戸配布を依頼することが難しい状況となり、新しい配布方法等を検討する必要があります。

**【第5期活動計画に向けて】**

- 1 支援する過程で確認された課題を抽出し、地域課題となるものについては地域と共有し、解決に向け、協働して取り組んでいきます。
- 2 関係機関の動向や、地域の状況を見ながら広報紙の配布方法等について検討を進めていきます。

**基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり**

基本方針5 支援が必要な人々の声を聞き逃さない仕組みを目指します

基本方針6 関係機関・団体・施設との連携を強化します

○防災訓練において、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練、啓発活動を行いました。また、地域団体や関係機関向けに災害ボランティアセンターに関する研修会を開催し、啓発に努めました。

○令和元年の台風被害を受け、市社協に設置された災害ボランティアセンターに職員を派遣するなど、災害ボランティアセンターの運営に協力しました。

○市社協が実施する食糧支援かわさき（地域生活支援SOSかわさき事業）に協力し、相談を受け、食糧を届けるなどの対応をとりました。

**【今後の課題】**

- 災害が発生した場合に備え、災害時にボランティアとして手伝えることができることなどを予め確認しておくことが望ましいと考えられます。
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う収入の減少等の理由により食事を満足にとることができない子どもがいる家庭があり、継続的な支援が求められています。

▼防災訓練



▼災害ボランティアセンター

**【第5期活動計画に向けて】**

- 1 災害時にボランティアとして手伝えることができることなどを予め登録しておく、災害ボランティア登録制度について検討を進めていきます。
- 2 食事を満足にとることができなくなってしまった世帯に対しての食糧支援について検討を進めていきます。

## 第2章 第5期川崎区地域福祉活動計画について

### 1 計画の理念

# つながりを育て 安心して暮らせるまち かわさき区

～か輪さきをめざして～



川崎区地域福祉計画と共通の理念であり、第4期計画の基本理念でもある「つながりを育て 安心して暮らせるまち かわさき区 ～か輪さきをめざして～」を継承し、つながりを育て、共に支え合う地域づくりをめざします。

第4期計画は、行政計画である川崎区地域福祉計画との連携を強化して策定し、3年間、川崎区役所とともに計画を進めてきました。その間、地区社協を中心に地域のつながりを育てる取組が進んできています。

そこで、第5期計画は第4期計画を基本的に踏襲し、より一層これまでの取組を推し進め、区域全体に広めていくとともに、新たな課題にも対応していく計画とします。更に、令和2年度から始まった新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組を検討推進していきます。くわえて、市社協と区社協が合併したことをふまえ、市・区社協がより一層協力しながら地域福祉の推進に努めます。

## 2 基本目標・基本方針

計画の理念を実現するため、川崎市地域福祉計画と共通の目標を掲げ、目標に向けて川崎市地域福祉活動計画の基本方針を定めます。

### 基本目標 1 つながりをもみんなで育てる地域づくり

一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、地域活動を活性化していけるよう啓発していくとともに、地域の中でつながることのできる場、顔の見える関係を築いていく取組を推進します。

- ★ 基本方針 1 つながりをも育てる身近な福祉活動を広げます
- ★ 基本方針 2 共に生きる地域を目指し、互いの理解を深めます

### 基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり

保健・福祉・医療サービスを必要としている人が、的確にサービスを受けられるよう情報を発信するとともに、相談・支援の充実を図ります。

- ★ 基本方針 3 あらゆる生活課題・福祉課題に向き合い、区民一人ひとりに寄り添った支援を行います
- ★ 基本方針 4 より多くの区民に福祉情報を提供します

### 基本目標 3 見守り・支え合いのネットワークづくり

地域における多種多様なニーズに対応できるよう、高齢者、障害者、子どもなどさまざまな関係機関と連携し、総合的なネットワーク体制づくりを推進します。

- ★ 基本方針 5 支援が必要な人々の声を聞き逃さない仕組みを目指します
- ★ 基本方針 6 関係機関・団体・施設との連携を強化します

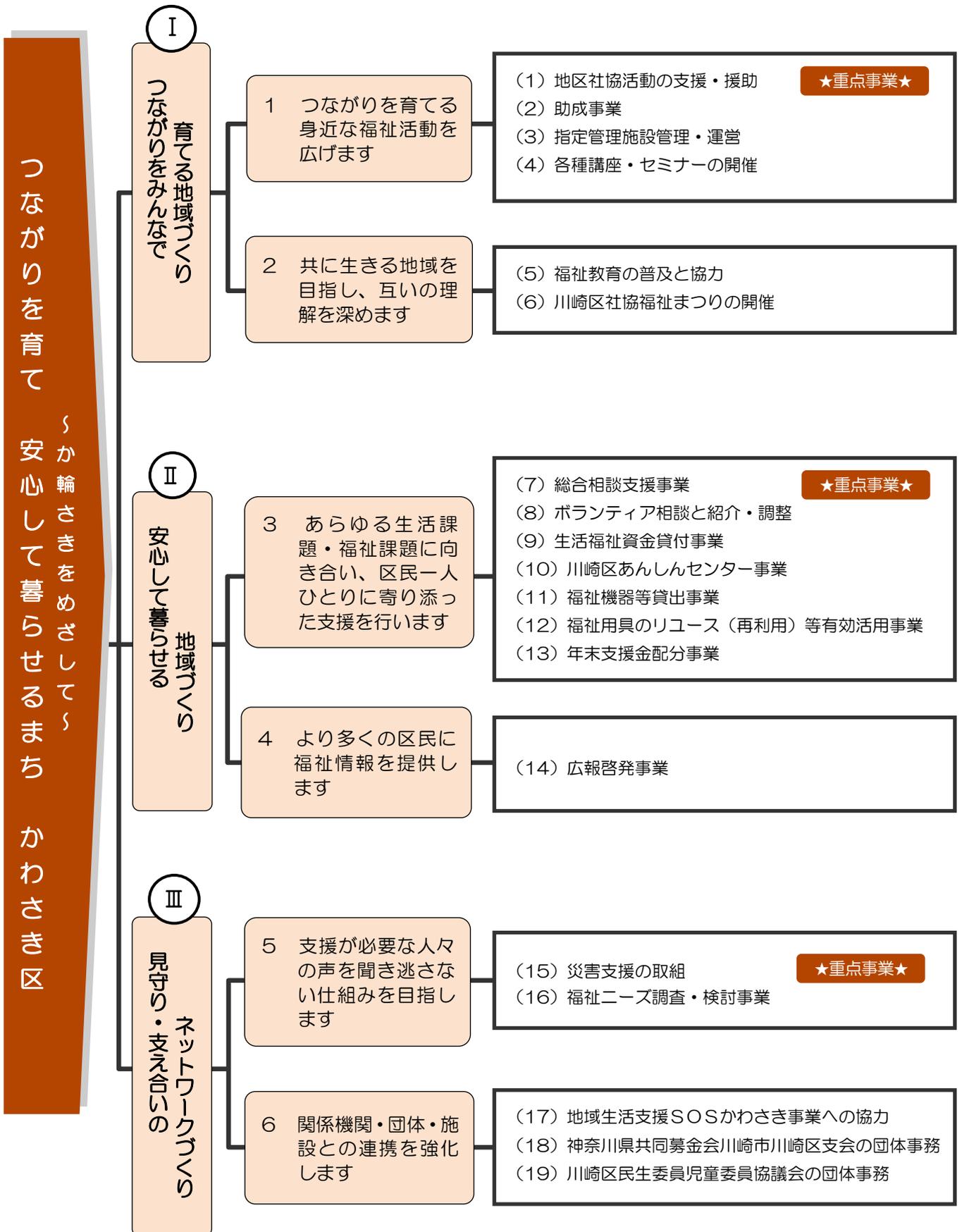
3 計画の体系

●基本理念

●基本目標

●基本方針

●事業



## 4 第5期川崎市地域福祉活動計画の具体的な取組

### 基本目標 1 つながりをもみんなで育てる地域づくり

#### 具体的な取組



#### 基本方針 1 つながり育てる身近な福祉活動を広げます

事業名	地区社協活動の支援・援助【重点事業】
取組事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域支え合い活動助成金</li> <li>■広報活動費助成金</li> <li>■地域福祉講演会助成金</li> <li>■地域福祉懇談会等への支援</li> </ul>
1 概要	各種助成金を通して、財政面で地区社協を支援します。地区社協の会議等に職員が参加し、地域福祉懇談会等の事業を支援します。
協働団体等	地区社協



#### 取組事例

##### 地域支え合い活動助成金

地域支え合い活動助成金を活用して各地域の課題に沿った支え合い活動の促進を支援しています。

高齢者を対象にしたサロンや、こども食堂、見守り活動や障害者との交流行事など、新たな支え合い活動が次々と立ち上がっています。



事業名	助成事業
取組事業 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域福祉活動助成</li> <li>■子育てグループ助成</li> </ul>
2 事業概要	年末配分金を財源に、地域で自主的な活動を行うボランティアグループや当事者団体、子育て支援グループの活動を支援。助成金申請を通じて資金面だけでなく、幅広く活動の支援など相談に応じます。
取組事業 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高齢者ふれあい活動支援事業</li> </ul>
概要	高齢者ふれあい活動に対し、助成金の交付を通じ、活動の促進を図ります。また、共通課題である人材確保や団体育成に向けて効果的な支援を検討します。
協働団体等	ボランティアグループ、当事者団体

事業名		指定管理施設管理・運営
3	取組事業	■老人いこいの家
	概要	<p>川崎市内 60 歳以上の方を対象に、地域の方々が、楽しみながら参加することを通じて、仲間づくりとともに教養の向上や心身の健康の増進を図ることを目的に各種事業を開催しています。</p> <p>○老人いこいの家：健康の日、介護予防講座、団塊の世代向け講座、教養講座、作品展、交流会、多世代交流事業、いこいの家新聞などの発行など</p> <p>かわさき老人福祉センター・地域交流センターが地域の活動拠点として、地域のみなさまに活用してもらうことができるよう、連携を図ります。</p>
	協働団体等	いこいの家運営委員会、地区社協、町内会・自治会、地区民児協、市役所 他

事業名		各種講座・セミナーの開催
4	取組事業 1	■障がい者支援講座の開催
	概要	当事者団体と協働し、地区社協や地区民児協など地域の福祉関係者の協力のもと情報交換会や講座などを開催し、当事者の声を地域に届け、それを正しく理解し支援する地域づくりを行います。
	協働団体等	当事者団体、地区社協、地区民児協 他
	取組事業 2	■ボランティア講座、交流会の開催（ボランティアセンター事業）
	概要	<p>自分の住んでいる地域に目を向け、気軽にボランティア活動への一歩を踏み出すきっかけとなることを目的に各種講座を開催しています。また、ボランティアグループ間の横のつながりを持つ機会として交流会を開催し、情報交換・共有をしながら連携を深めます。</p> <p>○ボランティア基礎講座 ○ボランティア交流会 ○夏休み福祉・チャレンジボランティア体験学習「チャレボラ」 ○「ちょこボラ！」養成講座 など</p>
	協働団体等	ボランティアグループ、学校 他
	取組事業 3	■子どもに関する講座の開催
概要	<p>子育て支援機関との連携を図りながら、区内で活動する団体への支援を行います。また、関心の高まっているこども食堂について、区民の理解を深めるとともに、活動したい人を支援するなど川崎区内の子ども食堂や居場所に関する支援を関係機関との連携を深めながら進めていきます。</p> <p>○「こども食堂」を含めこどもの居場所に関する講演会 ○子育てグループ交流会</p>	
協働団体等	こども食堂運営団体、区役所、こども家庭支援センター 他	



## 基本方針2 共に生きる地域を目指し、互いの理解を深めます

5	<b>事業名</b>	<b>福祉教育の普及と協力</b>
	<b>取組事業</b>	<b>■福祉教育の普及と協力（ボランティアセンター事業）</b>
	<b>概要</b>	<p>福祉教育とは、福祉の知識や技術の習得、体験等を通じて、自分達の地域に目を向け、地域を知り、そこに住む人の多様な生活にふれることから始まります。福祉教育はすぐに成果の見えるものではありませんが、福祉の理解者を地域の中で少しずつ増やしていき、地域福祉の基盤を作っていく“こころ”の種まき活動です。</p> <p>学校、町内会、企業などで講演や疑似体験、グループワーク等を交えながら、福祉に関する学びを深めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉教育の普及・啓発</li> <li>○福祉教育への取組に関する相談、紹介、調整</li> <li>○福祉教育情報交流会</li> </ul>
	<b>協働団体等</b>	学校、地区社協、地区民児協、当事者団体、福祉施設関係 他



## 取組事例

### 福祉教育の普及と協力

#### 福祉教育の取組紹介

学習プログラムや企画内容についての相談に応じ、学習に協力して下さる講師やボランティア団体の紹介、車いすや高齢者疑似体験セットの貸出を行っています。

また、地域の方向けに福祉への理解を深めていただくため、啓発講座を開催していきます。

【講話】



【車いす体験】



令和2年度からは新型コロナウイルスの影響を受け、オンライン交流の取組も始まりました。今後のGIGAスクール構想や社会情勢を踏まえ、こちらの取組にも力を入れ、より多くの方に福祉に触れていただく機会を作っていきます。

【オンライン交流】



【福祉教育チラシ】



6	事業名	川崎区社協福祉まつりの開催
	取組事業	■川崎区社協福祉まつりの開催
	事業概要	福祉・社会貢献活動に携わるボランティア・当事者・施設・企業等を一堂に会し、区社協福祉まつりを開催し、区民との交流を通じた福祉啓発及び意識の高揚を図ります。
	協働団体等	地区社協、地区民児協、当事者団体、ボランティアグループ、福祉施設関係、企業、区役所 他

## 区社協との連携による区役所の取組

## 基本目標1 つながりをもみんなで育てる地域づくり

## 基本方針1 誰もが参加できる健康・いきがいつくり

## 6事業

生涯を通じて、元気に自分らしく暮らすために、誰もが気軽に参加できる仕組みづくりを進めます。

## ●いこい元気広場への支援

虚弱高齢者の健康維持のために、いこい元気広場への紹介を行います。

## 【主な取組内容】

- ・ 地域の間を活用したいこい元気広場の周知



## 基本方針2 地域活動への支援・参加の促進

## 9事業

地域活動への参加のきっかけづくりや、活動の充実と継続に向けた支援を行います。

## ●地域の縁側活動推進事業

誰もが気軽に立ち寄ることができる地域の憩いの場

「地域の縁側」活動を推進します。

## 【主な取組内容】

- ・ 普及啓発イベントの実施
- ・ 多様な媒体を活用した縁側活動の広報
- ・ 縁側連絡会の開催



## ●健康づくり・介護予防グループ活動への支援

町内会や自治会、有志団体等で実施している体操等や会食会、

サロン・カフェなどの自主グループ活動の支援を行います。

## 【主な取組内容】

- ・ 健康に関する情報提供
- ・ 活動継続・活性化のための支援



## 基本方針3 地域活動・交流の場づくり

## 7事業

誰もが気軽に参加することができる交流の機会や地域活動の場づくりを進めます。

## ●かわさき区子育てフェスタ

子育てに関するイベントを実施し、区内の子ども・子育て情報を

提供するとともに、参加者の交流を通し、暮らしやすく、子育て

しやすい地域づくりを推進します。

## 【主な取組内容】

- ・ 子育てフェスタの実施
- ・ 実行委員会の開催による子育て支援機関のネットワークづくり



## 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

## 具体的な取組



## 基本方針3 あらゆる生活課題・福祉課題に向き合い、区民一人ひとりに寄り添った支援を行います

事業名	総合相談支援事業【重点事業】
取組事業	<p>■各種相談への対応</p> <p>制度の狭間の問題や課題に寄添い、本人だけではなく、その世帯が抱えるさまざまな課題等を把握し、地域における生活課題の解決や孤立防止に向けた取組を行います。</p> <p>一機関では対応しにくい複合的な課題については、住民や関係機関と課題を共有し、一緒に考えることで活動や課題解決に向けた動き、新たなしくみづくりをめざしていきます。</p> <p>○住民組織、福祉関係機関・団体、企業、ボランティア、NPOなどとの連携（子どもの食糧支援 等）</p> <p>○既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応</p> <p>○行政とのパートナーシップ</p>
7 事業概要	
協働団体等	地域包括支援センター、こども家庭支援センター、区役所 他



## 取組事例

## 総合相談支援事業（子どもの食糧支援 等）

新型コロナウイルス感染症により学校が休校となったことを機に、市社協や行政、関係機関と連携し、企業や区内の施設、地域の方等の協力を得ながら、支援が必要な子どもに対して、食糧支援を行いました。



事業名		ボランティア相談と紹介・調整
8	取組事業	■ボランティア相談と紹介・調整（ボランティアセンター事業）
	事業概要	<p>ボランティア活動を通して住民がまちづくりに参加するための窓口として設置しており、ボランティア活動者・団体と、受入・協働する組織との間をつないでいます。地域や関係機関と連携を図りながらボランティアネットワークを広げ、さまざまな地域課題や相談にも寄り添い、柔軟に対応できる体制の構築を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア依頼及び活動希望の相談、紹介、調整</li> <li>○ボランティア情報の収集、提供</li> <li>○ボランティアグループの育成、援助</li> <li>○ボランティア・市民活動団体、関係機関との連携</li> </ul>
	協働団体等	ボランティアグループ 他

事業名		生活福祉資金貸付事業
9	取組事業	■生活福祉資金貸付事業の実施
	事業概要	<p>実施主体である神奈川県社協と連携し、必要な方へ一時的な資金の貸付と相談支援を行い、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ります。また制度の情報発信や返済中の方への支援・対応を行います。</p>
	協働団体等	県社協、就労援助機関 他

事業名		川崎市あんしんセンター事業
10	取組事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス</li> <li>■書類等預かりサービス</li> </ul>
	事業概要	<p>権利擁護推進のため、日常生活自立支援事業の実施に加え、成年後見制度利用促進を行うための身近な相談窓口となり相談者の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービスの情報提供、助言、利用手続、利用料支払い</li> <li>○生活費の出金、家賃や公共料金、医療費等の支払い手続き</li> <li>○預貯金通帳、証書、印鑑等の預かり</li> </ul>
	協働団体等	地域包括支援センター、障害者相談支援センター、区役所 他

事業名		福祉機器等貸出事業
11	取組事業 1	■こどもニコニコ(^O^)グッズの貸出
	事業概要	こどもニコニコ(^O^)グッズの周知に努め、地域の自主活動を行う子育て支援に関する団体の利用促進を図ります。
	取組事業 2	■車イス・福祉用具の貸出
	事業概要	川崎市民ならびに区内の学校、施設、企業などに対して、車イス・福祉用具の貸出を行います。また貸出事業で終わるのではなく、必要に応じて継続的な支援を行います。



### 取組事例

#### 福祉機器等貸出事業

パラリンピックの種目でもあるボッチャのボールのセットの貸出を始めました。年齢、障害を問わずに楽しめる気軽さから、年々貸し出しが増えていきます。



12	事業名	福祉用具のリユース（再利用）等有効活用事業
	取組事業	■福祉用具のリユース（再利用）等有効活用事業
	事業概要	川崎区内在住者に対して、福祉用具のリユースの情報提供と支援を行います。

13	事業名	年末支援金配分事業
	取組事業	■年末支援金配分事業
	事業概要	○福祉ニーズをもつ世帯を対象に支援金を配布 ○年末たすけあい運動実施委員会での対象世帯や広報等の検討
	協働団体等	地区社協、地区民児協、町内会・自治会



#### 基本方針4 より多くの区民に福祉情報を提供します

14	事業名	広報啓発事業
	取組事業 1	■区社協ホームページの運営管理
	事業概要	現在あるホームページの運営管理に加え、区社協の情報と関連する市社協の情報も合わせて提供することができるように情報発信の方法を検討します。
	取組事業 2	■ボランティア情報紙「いっぽ」の発行 (ボランティアセンター事業)
	事業概要	ボランティアに関する情報やお知らせ、活動団体の紹介、募集の呼びかけ等を掲載し、希望者に届けるほか、区内外の施設・関係機関へ配架を行い、広く情報提供を行います。
	取組事業 3	■広報紙「ウェーブ」の発行
事業概要	多くの区民に楽しんで読んでもらえるよう魅力ある内容を検討し、地域福祉の情報を発信します。 また、配布方法等を検討し、必要な人に必要な情報が届くよう努めます。	

## 区社協との連携による区役所の取組

## 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

## 基本方針1 情報提供の充実

## 4事業

必要な人に正しい情報が届くように、様々な機会や媒体を通じた情報提供を行います。

## ●地域の保健福祉等に関する情報発信

地域の身近な保健、福祉等に関する情報を効果的に発信します。

## 【主な取組内容】

- ・「川崎市地域保健福祉かわら版（通称ぽかぽか通信）」などの作成及び配布 など



## 基本方針2 相談支援の充実

## 9事業

それぞれのライフステージに応じた相談体制を構築するとともに、相談支援機関等と連携し、専門性の高い相談支援を行います。

## ●外国につながる子ども・保護者への支援事業

日本語に不慣れな外国につながる子どもや保護者を支援するための取組を実施し、子どもや保護者の孤立防止を図ります。

## 【主な取組内容】

- ・川崎市子ども支援機関通訳・翻訳支援事業の実施
- ・外国につながる小中学生学習支援事業
- ・関係機関と連携した支援の実施、連携会議の開催



## 基本方針3 保健・福祉人材の育成

## 7事業

充実した地域活動を支えるために、地域で活動する人材の育成に取り組みます。

## ●健康づくりボランティア

## (健康づくりサポーター・食生活改善推進員)の養成講座

ボランティア養成講座の実施や活動の継続に向けた支援を行い、健康づくりに関わる人材を育成します。

## 【主な取組内容】

- ・健康づくりサポーター養成講座の実施
- ・食生活改善推進員養成講座の実施
- ・養成講座受講者のフォロー講座の実施
- ・ボランティア交流会の実施



基本目標3

見守り・支え合いのネットワークづくり

具体的な取組



基本方針5 支援が必要な人々の声を聞き逃さない仕組みを目指します

事業名	災害支援の取組【重点事業】
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>■区総合防災訓練への参加</li> <li>■災害ボランティアセンターの運営方法の検討</li> <li>■災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施</li> </ul>
事業概要	○川崎区が開催する総合防災訓練に参加し、パネル展示及び啓発物品等の配布 ○災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づいて、設置・運営訓練の実施 ○災害ボランティアの登録制度の検討
協働団体等	地区社協、地区民児協、町内会・自治会、区役所、企業 他



取組事例

災害支援の取組

大規模災害が発生した時に、社協は災害ボランティアセンターを設置・運営することとなっています。

行政が主催する総合防災訓練において、運営訓練や啓発活動を実施し、水害を想定して床板を剥がす体験ができるブースの出展も行いました。

令和元年の台風19号の時には、市社協を中心に災害ボランティアセンターを設置し、本会からも職員を派遣して、被災者とボランティアのマッチングを実施し、316件のボランティア活動が行われました。



事業名	福祉ニーズ調査・検討事業
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>■福祉ニーズの調査・検討事業</li> </ul>
事業概要	各種事業を通じて得られた地域の福祉ニーズを集約・精査し、必要に応じて新規事業を検討します。



基本方針6 関係機関・団体・施設との連携を強化します

17	事業名	地域生活支援SOSかわさき事業への協力
	取組事業	■地域生活支援SOSかわさき事業への協力
	事業概要	川崎市社協が行う「地域生活支援SOSかわさき事業」について、区社協としてネットワーク体制づくりや相談対応への協力支援等を行います。「地域生活支援SOSかわさき事業」とは、川崎市内の社会福祉法人に担当を配置し、各分野（高齢、障害、保育、児童）が横断的なネットワーク体制をつくり、複雑かつ複合的な福祉・生活課題の相談対応を図っていく取組です。
	協働団体等	市社協



取組事例

地域生活支援SOSかわさき事業への協力

「食糧支援かわさき」

市社協と連携して、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている方に食糧をお渡ししました。



18	事業名	神奈川県共同募金会川崎市川崎区支会の団体事務
	取組事業	■神奈川県共同募金会川崎市川崎区支会の団体事務
	事業概要	神奈川県共同募金川崎市川崎区支会の事務局として、共同募金運動の取りまとめを行い、地域福祉推進のための活動を行う福祉団体の支援を図ります。
	協働団体等	神奈川県共同募金会

19	事業名	川崎区民生委員児童委員協議会の団体事務
	取組事業	■川崎区民生委員児童委員協議会の団体事務
	事業概要	区民児協の事務局として、民生委員児童委員活動を支援するとともに、地域福祉推進のための活動を協働して展開していきます。
	協働団体等	川崎市民生委員児童委員協議会、区役所

## 区社協との連携による区役所の取組

## 基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり

## 基本方針1 支援につながる仕組みづくり

## 9事業

支援が必要な人や、自ら助けを求めることが難しい人に必要な支援が届くよう、地域での見守り・支え合いの仕組みづくりを更に進めます。

## ●ひとり暮らし等高齢者見守り事業の推進

民生委員児童委員協議会の協力により、ひとり暮らし等の高齢者世帯を訪問調査し、必要に応じて見守りにつなげるなど、地域における高齢者の見守りを推進します。

## 【主な取組内容】

- ・75歳以上のひとり暮らし等高齢者見守り調査の実施
- ・見守りが必要な高齢者等に対する見守りの実施

## ●日常生活自立支援事業の普及啓発

高齢者・障害者で判断能力が不十分な人などの権利を守り、地域で自立した生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業へつなぐための普及啓発を図ります。

## 【主な取組内容】

- ・金銭管理が困難な高齢者及び障害者に関する相談時の川崎市あんしんセンターへの紹介



## 基本方針2 区民・団体・行政等の連携による支援体制づくり

## 15事業

複雑化・多様化した課題に対応していくために、区民・団体・行政等がお互いの強みや役割を理解し、協力・連携しながら、支援体制の充実を図ります。

## ●地域マネジメントの推進

関係団体や地域住民と課題を共有及び検討しながら、身近な地域づくりを推進します。

## 【主な取組内容】

- ・地区カルテ等を活用したワークショップの実施による課題の共有及び検討



## ●川崎市地域包括ケアシステムネットワーク会議

地域の課題等について、様々な関係機関と情報の共有・検討するためのネットワーク会議を開催し、川崎市における地域包括ケアシステムの取組・連携を推進します。

## 【主な取組内容】

- ・川崎市地域包括ケアシステムネットワーク会議の開催



## 第3章 計画の推進体制と進行管理

### 1 自助・互助・共助・公助による推進

この計画を推進するためには、区民が主体となることができることに取り組み、地域の活動団体・組織、企業、行政などが力を合わせて地域課題を解決していきます。

#### 【それぞれの役割と具体的な行動や取組】

#### 自助

区民一人ひとりが自分でできること

＜例えば…＞

- 自らの健康管理→健康診断の受診など
- 健康づくり・いきがづくり→健康体操や趣味のサークルへの参加など
- 地域活動への参加→ 地域での防災訓練やボランティア活動への参加など
- 近所や身近な人と普段から交流をもつこと
- 町内会・自治会に加入すること

#### 互助

隣近所や地域住民同士の助け合いなど

＜例えば…＞

- 地域の見守り、支え合いの推進→ 高齢者見守り事業や登下校の見守りなど
- 町内会・自治会の活動に参加すること
- ボランティアとして活動すること

#### 共助

社会保険のような制度化された相互扶助

＜例えば…＞

- 医療サービスの提供
- 介護保険サービスの提供

#### 公助

法律などに基づき、

行政機関などが提供するサービス

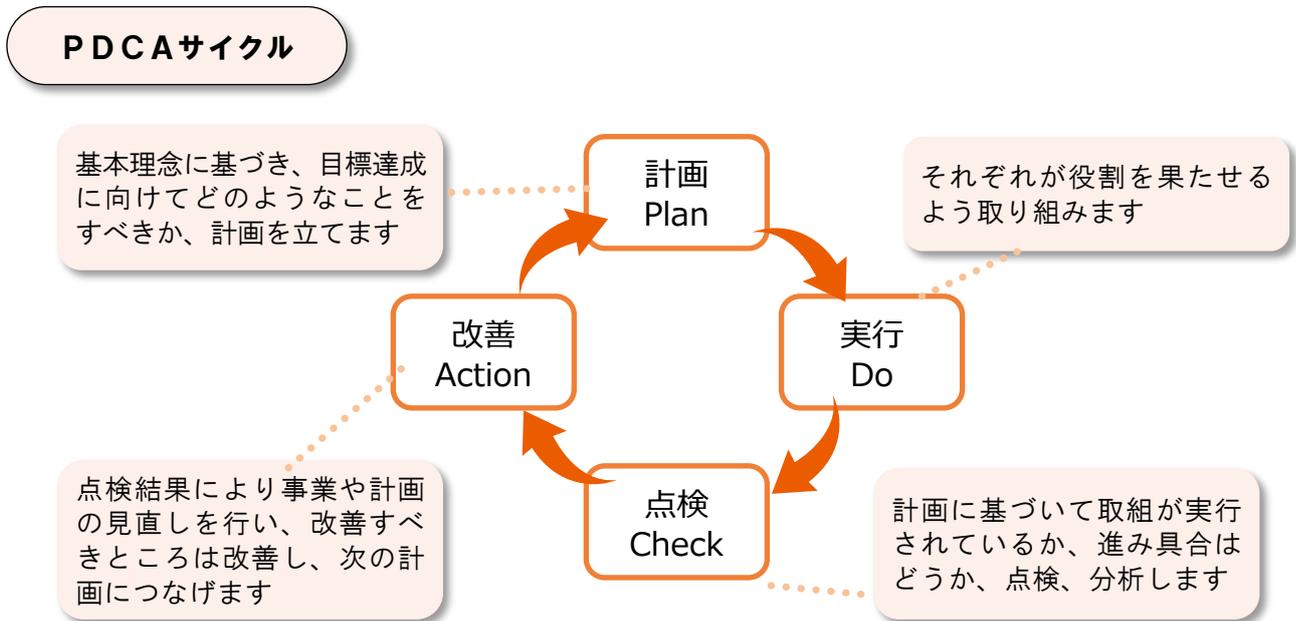
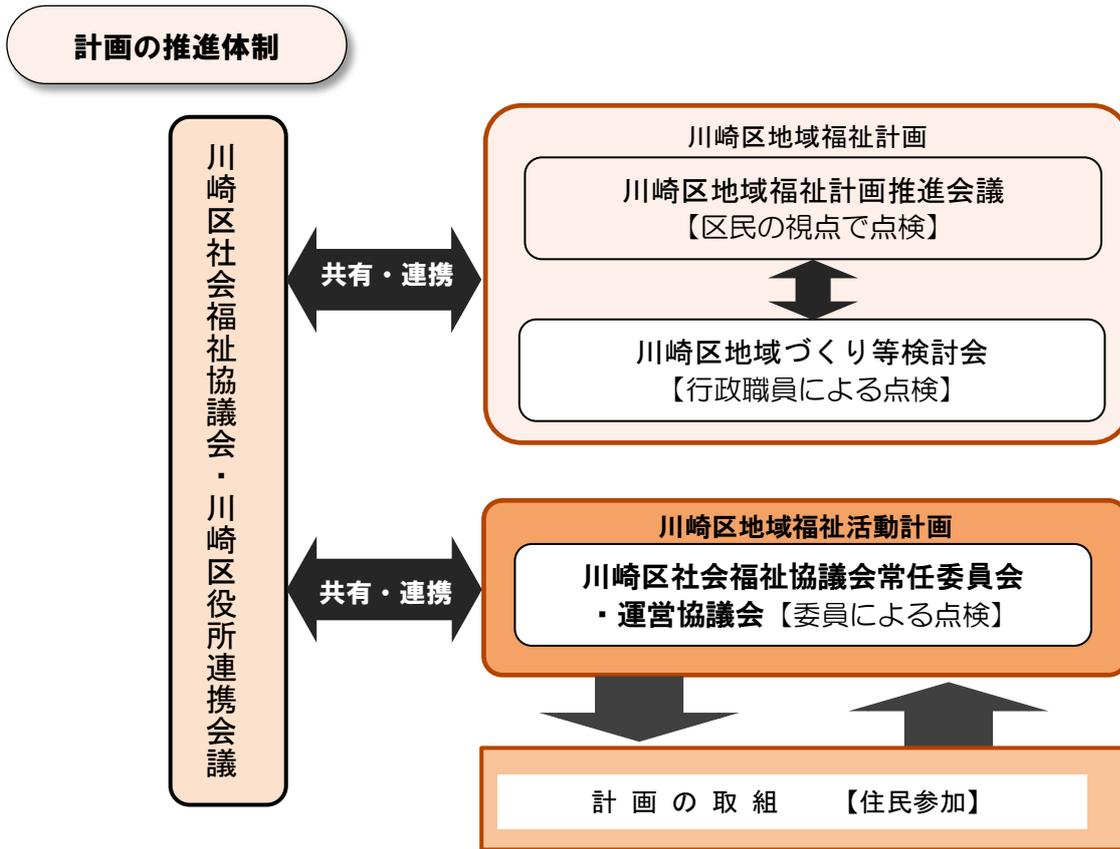
＜例えば…＞

- 情報提供の充実→ 冊子・ホームページによる情報発信など
- 相談支援体制の充実
- 生活困窮者への支援の推進など
- 虐待相談支援体制の充実など

## 2 推進体制と進行管理

川崎市社会福祉協議会・川崎市役所連携会議において川崎市地域福祉計画と情報共有や連携を図りながら計画を推進していきます。

また、PDCAサイクルにより常任委員会・運営協議会での進捗状況の管理・点検を行い、課題・展開・事業内容の見直しなどを検討し、次年度の取組につなげていきます。



## 資料編

---

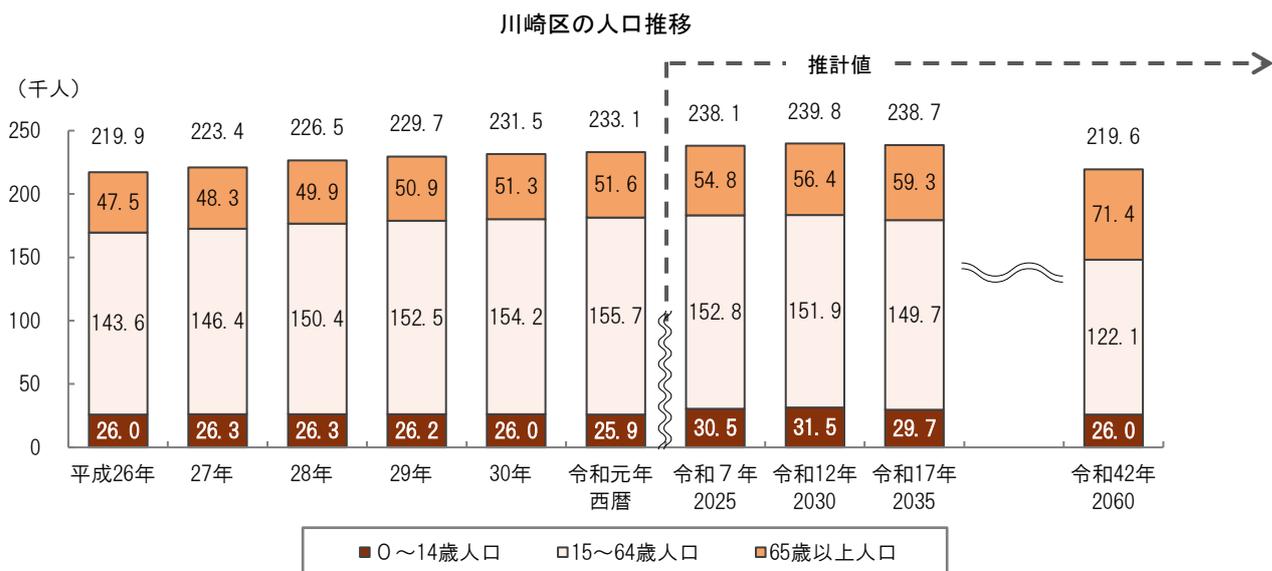


## 1 川崎区の統計データ

### (1) 人口と世帯の状況

川崎区は中原区、高津区に次いで3番目に人口が多い区です。人口の増加傾向が続き、令和元（2019）年10月には233,116人となっています。

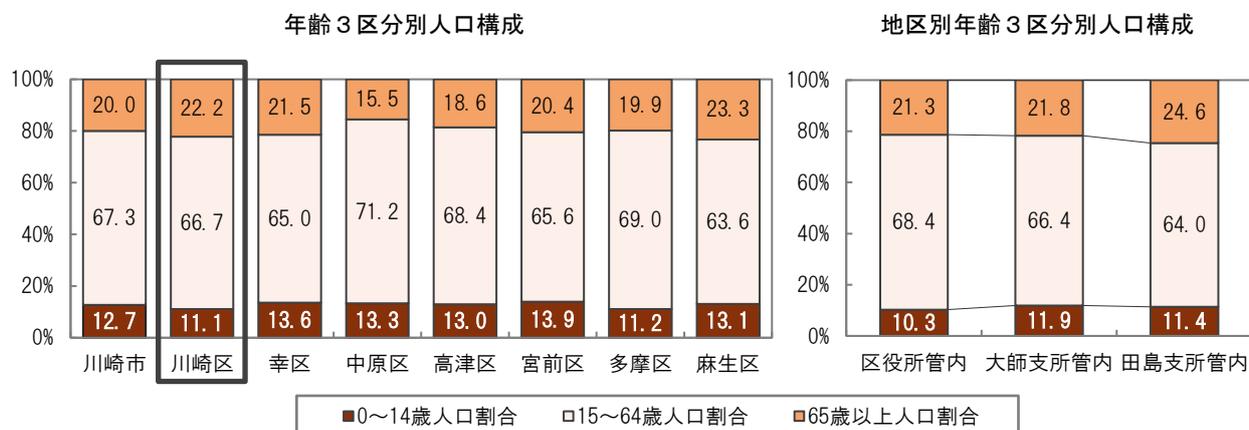
将来人口は、令和12（2030）年をピークに減少過程に移行しますが、65歳以上人口は令和42（2060）年まで増加を続けると推計されています。



資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」「年齢別人口」（各年10月1日現在）  
 年齢不詳があるため、総人口は合計と一致しない。  
 令和7年以降は「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」（平成29年5月 川崎市総務企画局）による。

### (2) 高齢化の状況

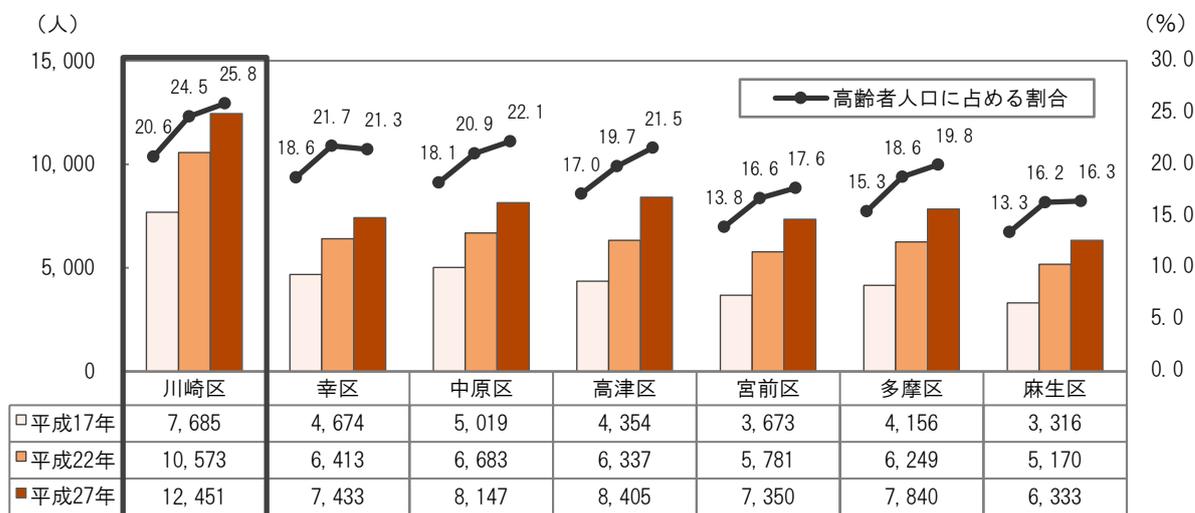
65歳以上の高齢者人口の割合は市内で2番目に高く、令和2（2020）年9月末には22.2%となっています。3地区別にみると、田島支所管内の高齢化率が24.6%と最も高くなっています。



資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」（令和2年9末日現在）  
 ※構成割合は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。

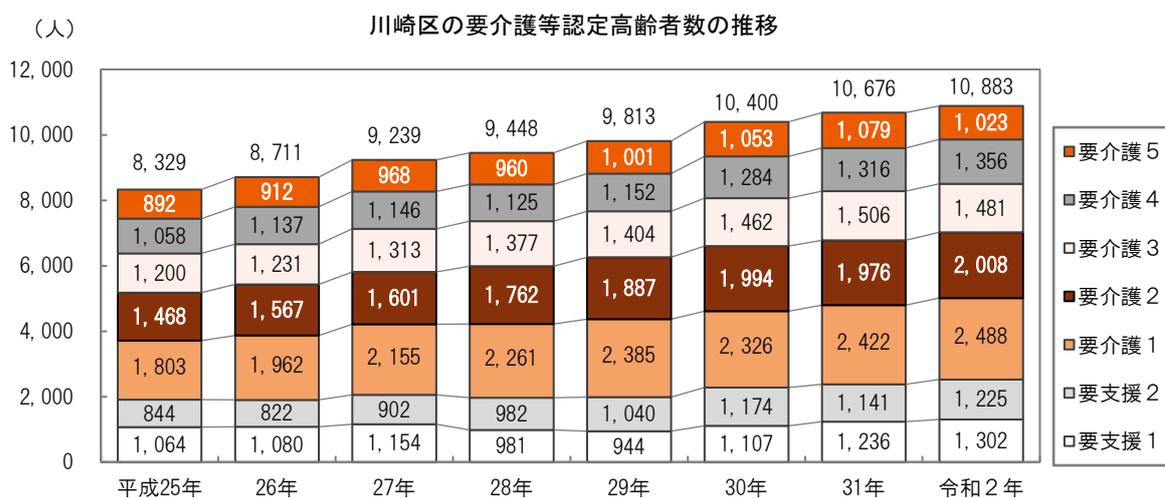
平成 27（2015）年の国勢調査では、川崎区のひとり暮らし高齢者は 12,000 人を  
超え、高齢者の 25.8%がひとり暮らしとなっています。

区別ひとり暮らし高齢者数と高齢者人口に占める割合の推移



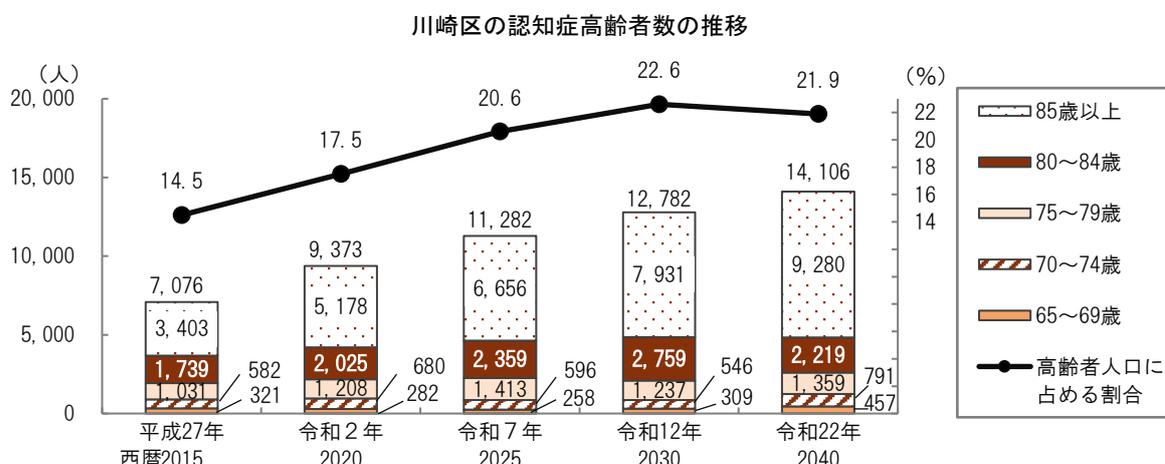
資料：国勢調査

介護保険の要介護・要支援認定高齢者数は増加傾向にあり、令和 2（2020）年 3 月末  
時点で10,883人となっています。



資料：川崎市統計書（各年3月末日現在）  
（第1号被保険者の要介護・要支援認定者数）

認知症高齢者数は今後増加を続け、令和 22（2040）年には、約 14,100 人まで増加すると想定しています。

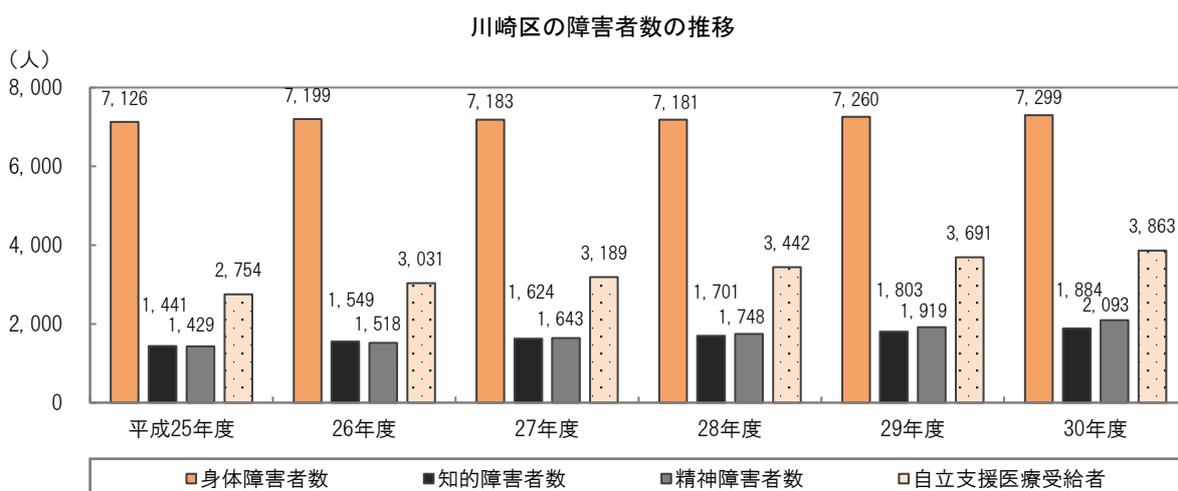


資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）から作成。

※令和2年以降の推計は、平成 27 年国勢調査をベースに、川崎市総務企画局が平成 29 年5月に公表した「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて推計。認知症有病率に軽度認知障害（MCI）は含まれない。

### （3）障害者の状況

障害者数は、平成 30（2018）年度末で身体障害者手帳所持者数が 7,299 人、知的障害者数<sup>\*</sup>が 1,884 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が 2,093 人、自立支援医療（精神通院医療）<sup>\*</sup>受給者数は 3,863 人となっています。知的障害者数、精神障害者数、自立支援医療受給者数は増加傾向にあります。



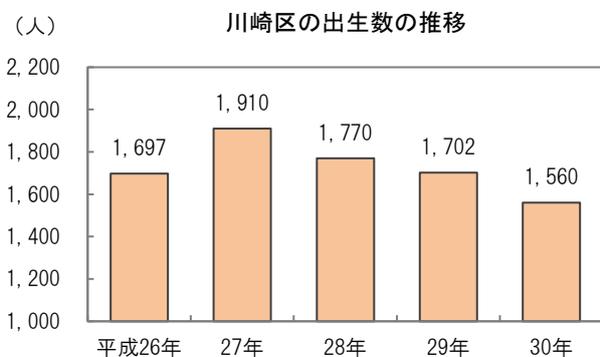
資料：川崎市健康福祉年報（各年度末）

※知的障害者数は判定のみ受けて手帳を所持していない者も含む。

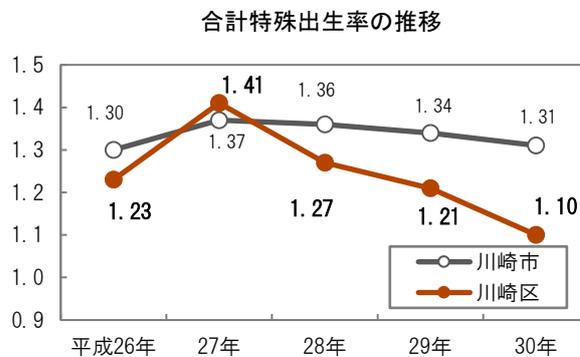
★ 自立支援医療（精神通院医療）：精神疾患のために継続的な通院による治療を受ける場合の医療費の負担軽減を図る制度です。（ただし所得制限があります。）

### (4) 出生の状況

出生数、合計特殊出生率\*ともに平成 27(2015)年以降は減少し、平成 30(2018)年の合計特殊出生率は市の 1.31 を下回り、1.10 となっています。



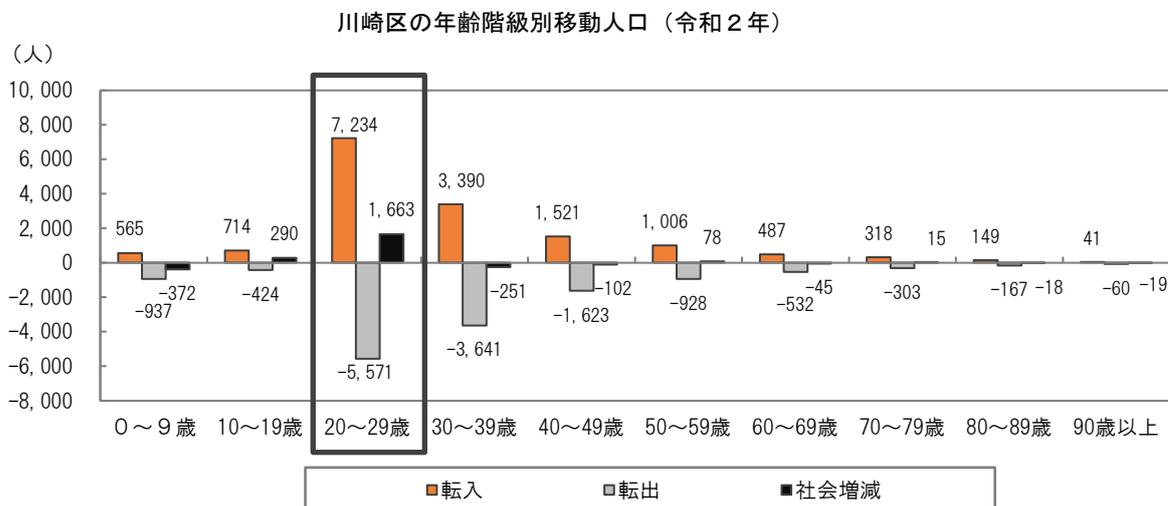
資料：川崎市統計書（各年次）



資料：神奈川県衛生統計年報（各年次）

### (5) 転出入の状況

令和 2(2020)年の移動人口では 20 歳代の転入が多く、転出を約 1,700 人上回っています。



資料：川崎市統計情報「川崎区の人口動態」（令和 2 年）  
※社会増減…住民の転入から転出を差し引いた人数

\* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当します。

## (6) 児童虐待相談・通告の状況

令和元（2019）年度の児童虐待相談・通告件数は、1,031 件となっており、増加傾向が続いています。

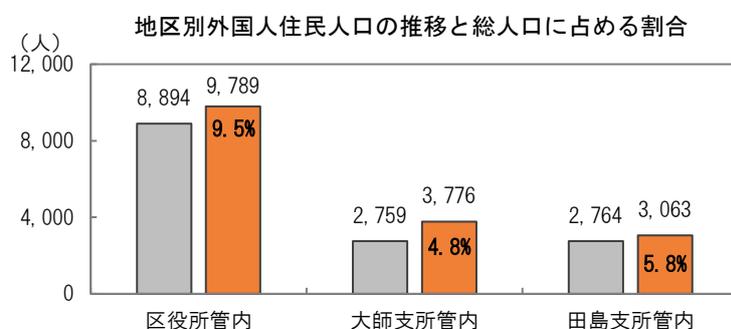
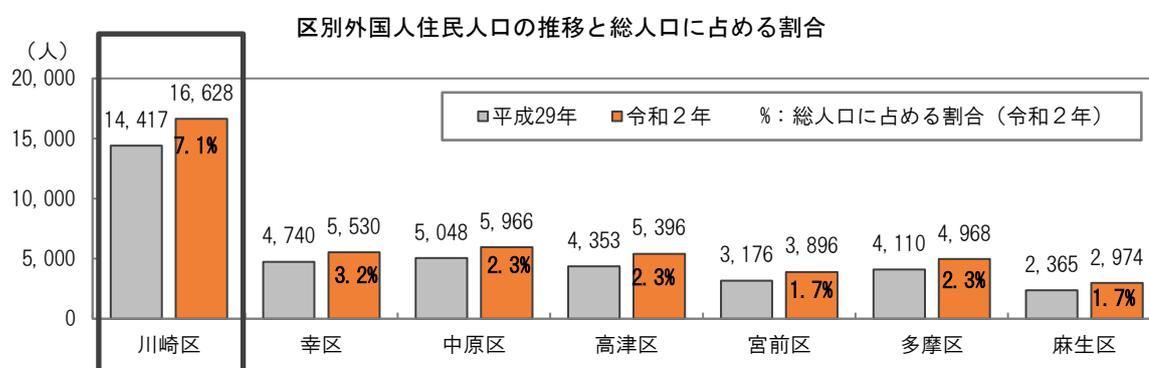
児童虐待相談・通告件数受付状況（区役所・児童相談所合計）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他	計
平成26年度	540	338	290	375	273	349	207	18	2,390
平成27年度	673	357	332	334	312	325	189	12	2,534
平成28年度	781	382	429	383	323	288	282	7	2,875
平成29年度	758	324	431	518	578	317	318	19	3,263
平成30年度	835	491	560	600	627	541	439	41	4,134
令和元年度	1,031	525	524	670	700	513	515	28	4,506

資料：川崎市こども未来局「令和元年度 川崎市における児童虐待相談・通告件数について」  
※その他は初期調査により、管轄区外に居住していることが確認された件数。

## (7) 外国人住民の状況

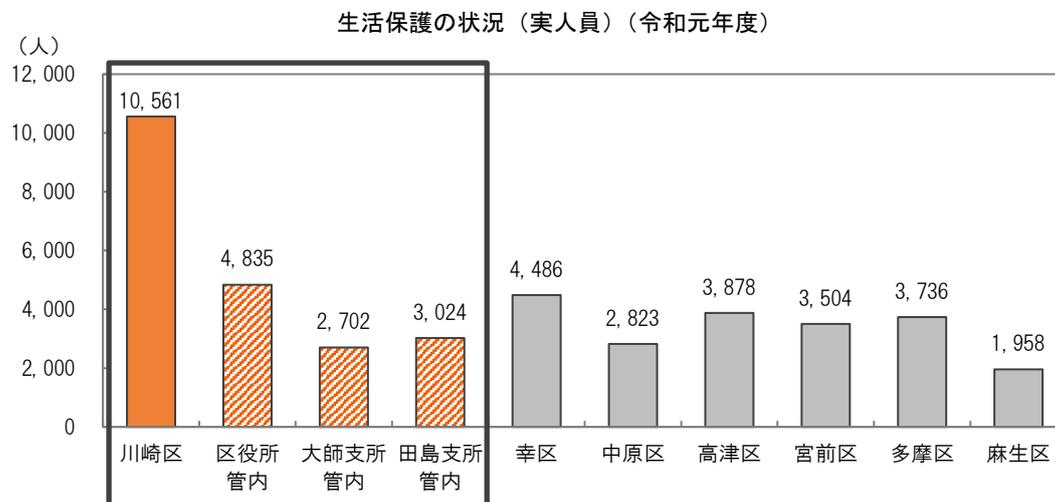
外国人住民人口は、平成 29（2017）年9月末の 14,417 人から令和 2（2020）年9月末には 16,628 人となり、総人口に占める割合は市内で最も高くなっています。特に区役所管内では 9.5%と高い割合になっています。



資料：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」（各年9月末日現在）

## (8) 生活保護の状況

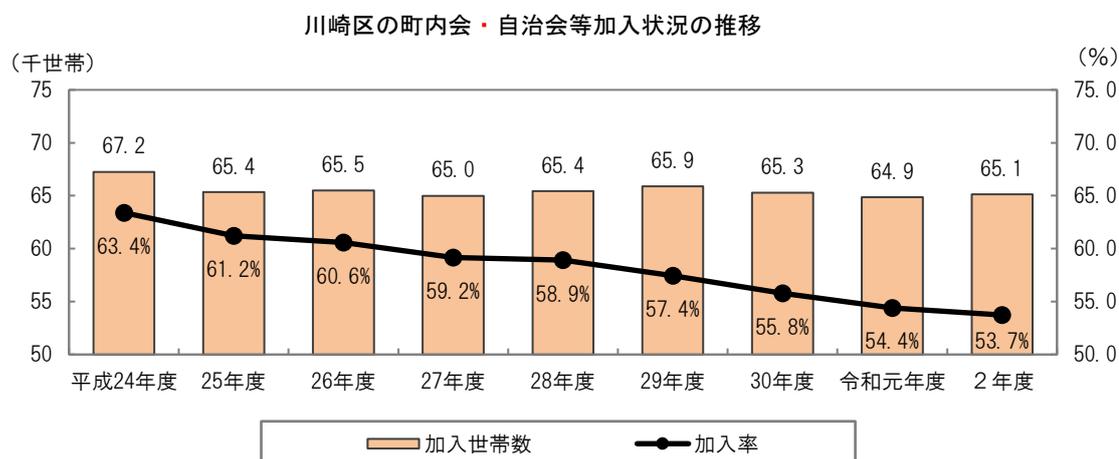
令和元（2019）年度の生活保護★を受けた人の数は 10,561 人で、市内で最も多くなっています。



資料：川崎市統計書（令和元年度月平均。実人員には保護停止中を含む。）

## (9) 町内会・自治会等加入の状況

町内会・自治会等への加入率は低下傾向にあり、令和2（2020）年度は加入率 53.7% となっています。

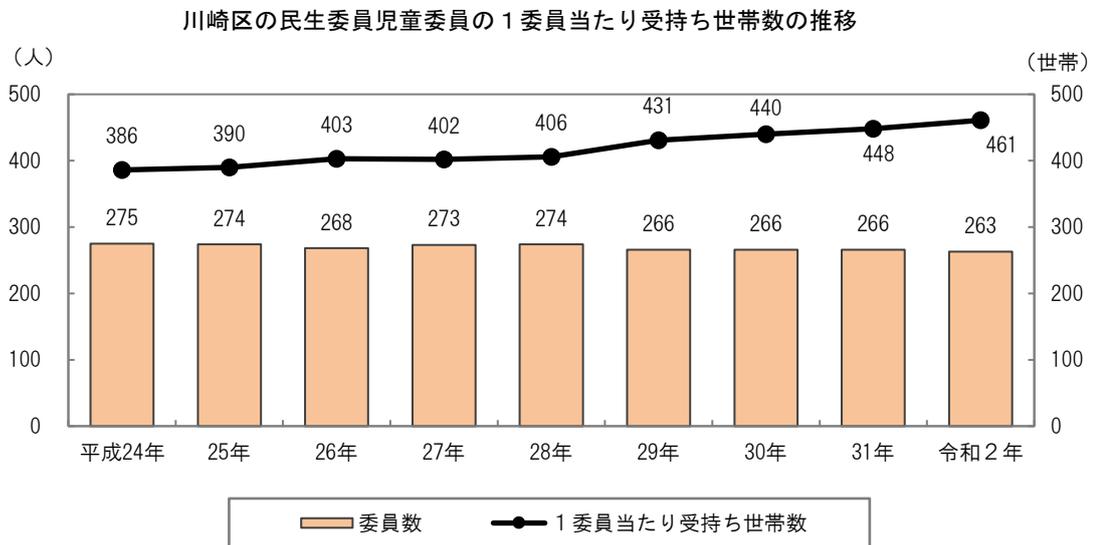


資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

★ 生活保護：生活保護とは、家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障害など何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行って、最低限度の生活の保障とともに、その自立の手助けをすることを目的とした制度です。健康で文化的な最低限度の生活を行う権利は日本国憲法に定められています。

## (10) 民生委員児童委員の状況

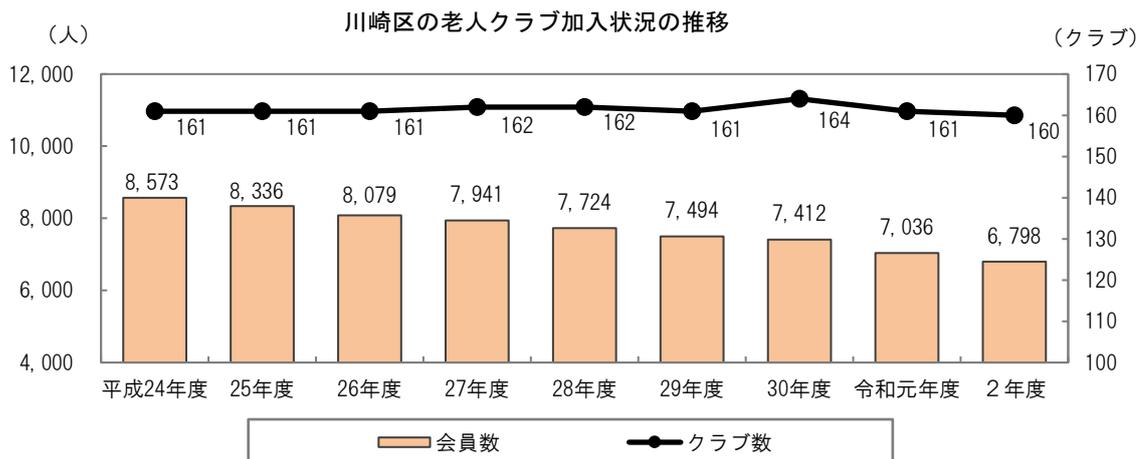
民生委員児童委員の1委員当たり受持ち世帯数は増加傾向となっています。



資料：川崎市統計書（各年4月1日現在）

## (11) 老人クラブの状況

高齢者が増加している一方で、老人クラブの会員数は減少傾向となっています。

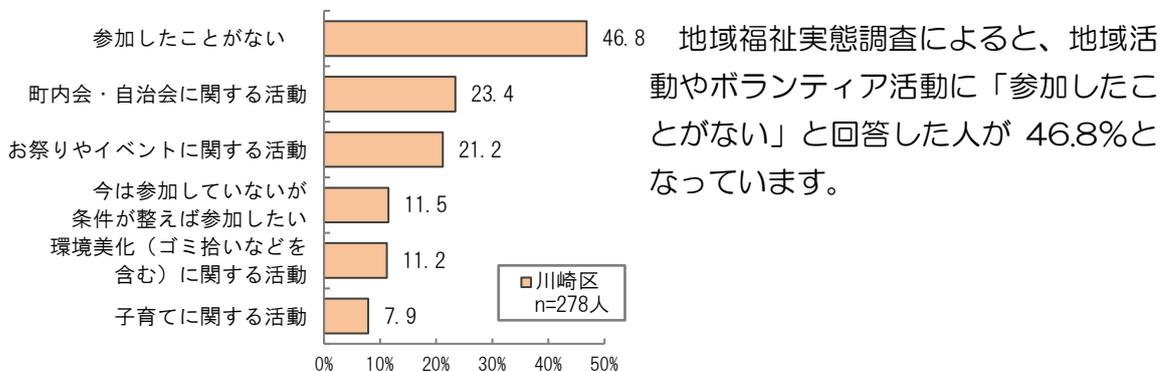


資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

(12) 令和元年度第5回川崎市地域福祉実態調査からの抜粋

➡ 地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」が約5割

参加している地域活動等（複数回答・上位6項目）

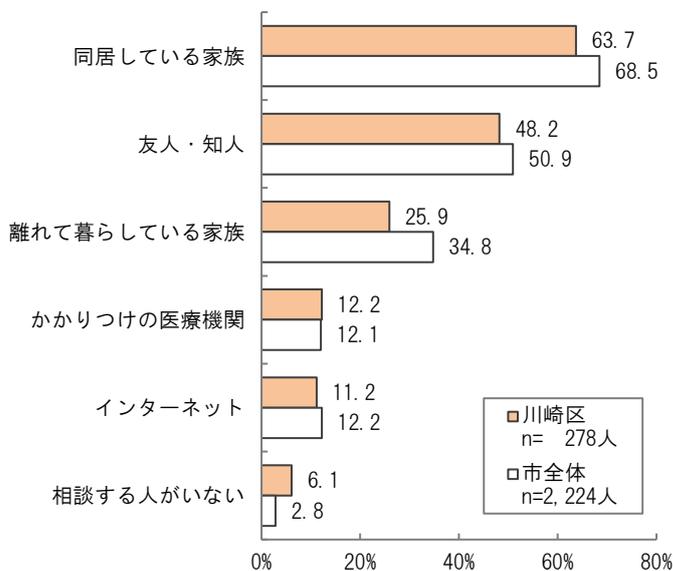


地域福祉実態調査によると、地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」と回答した人が46.8%となっています。

資料：第5回川崎市地域福祉実態調査（令和元年度）

➡ 心配ごとや悩みごとの相談相手となる親族が周囲にいない

心配ごとや悩みごとの相談相手（複数回答・上位6項目）



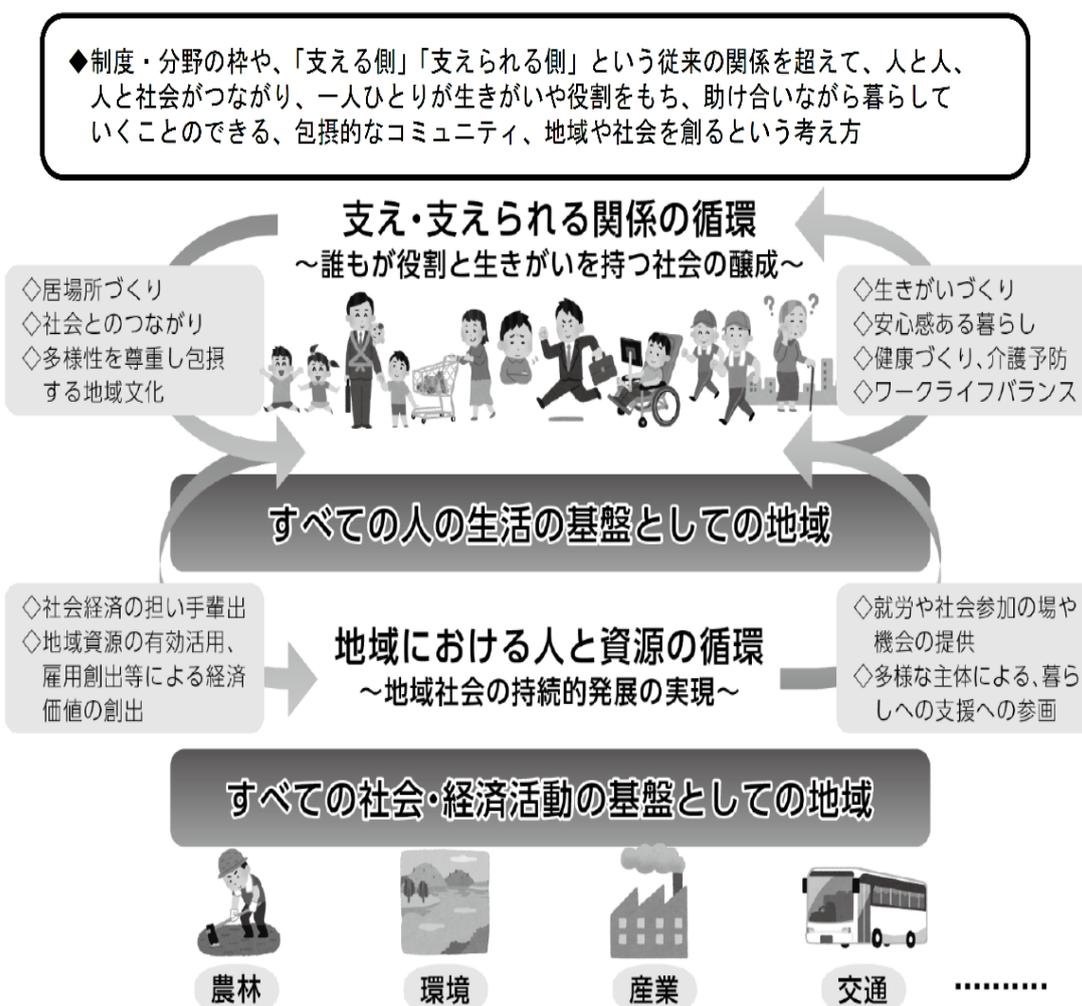
心配ごとや悩みごとの相談相手について、「同居している家族」「離れて暮らしている家族」とも市全体と比較して割合が低くなっています。一方、「相談する人がいない」が市全体と比較して高くなっています。

資料：第5回川崎市地域福祉実態調査（令和元年度）

## 2 地域共生社会の実現に向けて

高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」をめざし、まちづくりや地方創生などの取組との連携や、①本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援としての「断らない相談」、②狭間のニーズに対応できるように、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うことが求められています。

### 【「地域共生社会」の実現に向けて】



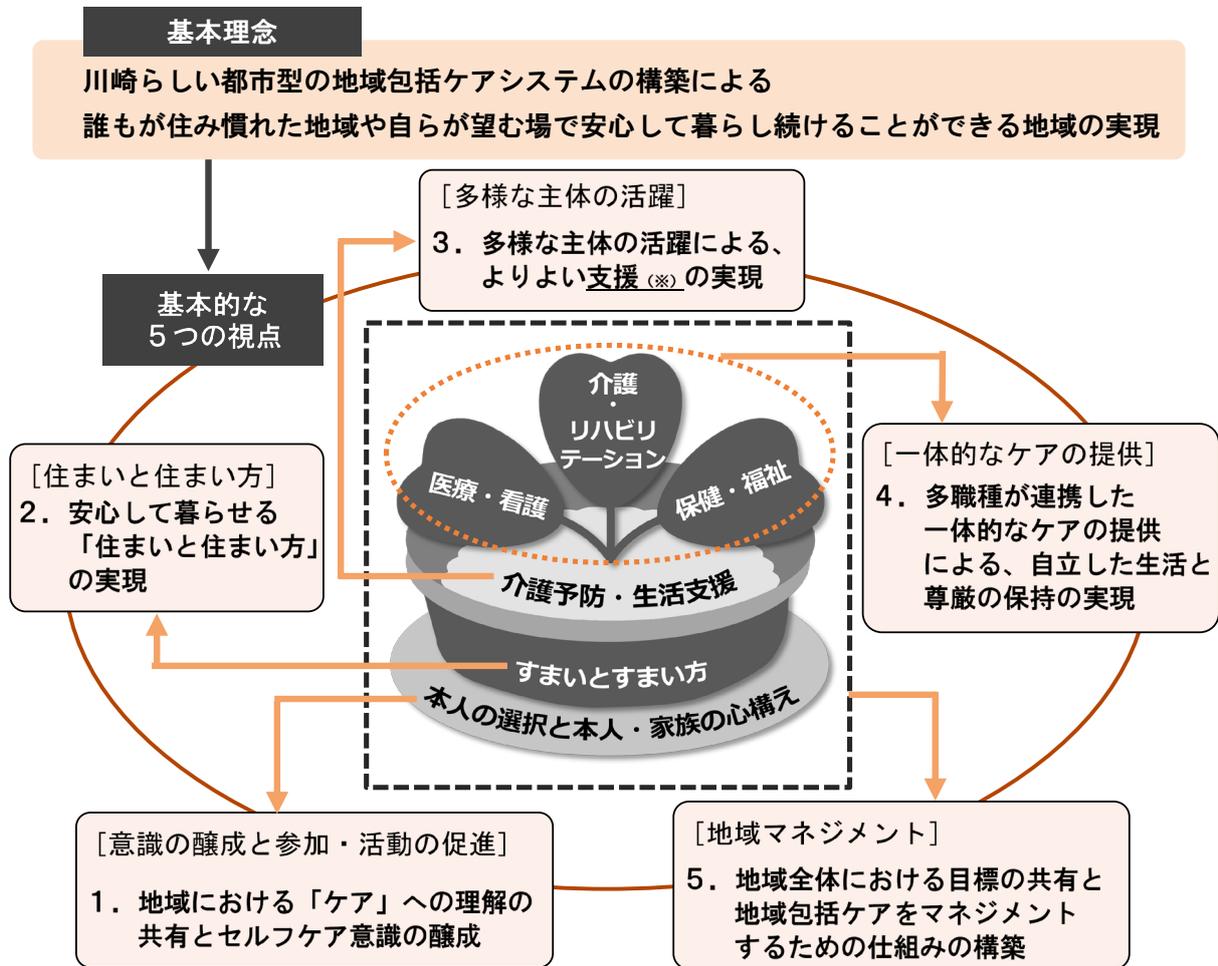
### 3 「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

#### 【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



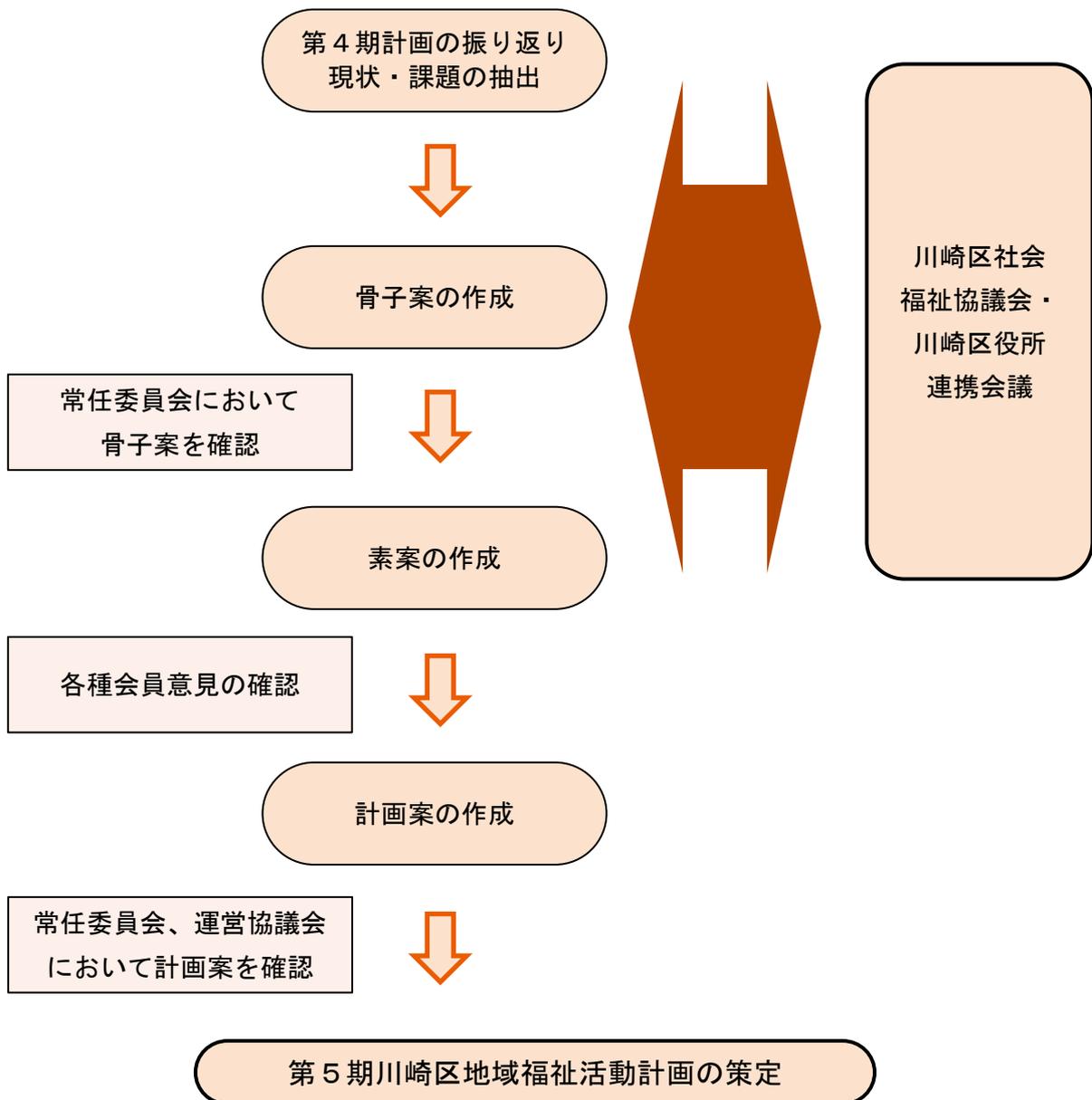
出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成

※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

#### 4 第5期川崎区地域福祉活動計画策定経過

計画策定にあたり、常任委員会委員、運営協議会委員、各種会員等の御意見をいただき、策定いたしました。

また、川崎区地域福祉計画と情報共有を図るため、区社協・区役所間の会議を行いました。



## 5 地区社会福祉協議会の概況

### (1) 中央第一地区社会福祉協議会

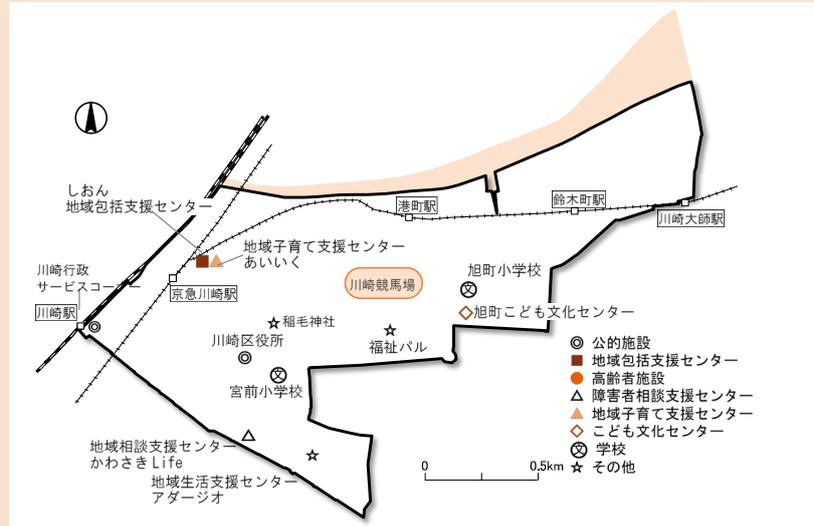
#### 【地区の概況】

東海道五十三次の宿場町として栄えたことから、歴史的資源が多く残る地域で、川崎駅、京急川崎駅を中心に官公庁や商業・サービス関連施設などが集積する中心市街地です。

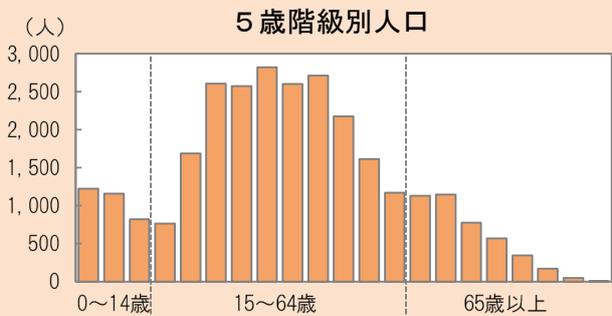
#### 【地区社協が行っている事業・取組】

- 地域福祉懇談会
- 研修
- 芙蓉会（会食会）
- 健康講話
- 元気に歩こう会
- 敬老祝いの会 他

### ▼会食会（芙蓉会）



人口	28,138人	世帯数	16,854世帯
年少人口（0～14歳）	3,208人	年少人口割合	11.40%
生産年齢人口（15～64歳）	20,729人	生産年齢人口割合	73.67%
高齢者人口（65歳以上）	4,201人	高齢者人口割合（高齢化率）	14.93%



資料：川崎市統計情報（各年9月末日現在）

## (2) 中央第二地区社会福祉協議会

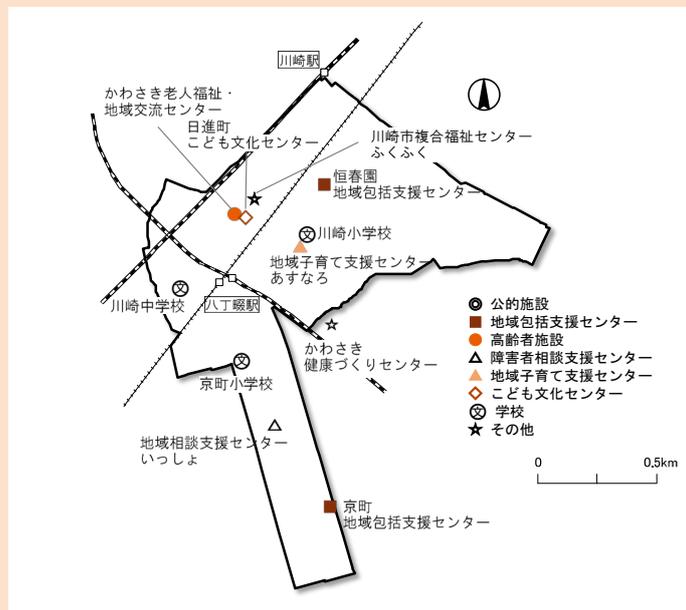
### 【地区の概況】

川崎駅が近く、交通の便が良い地域です。かわさき老人福祉・地域交流センターやかわさき健康づくりセンターが近くにあり、健康づくり活動の拠点となっています。

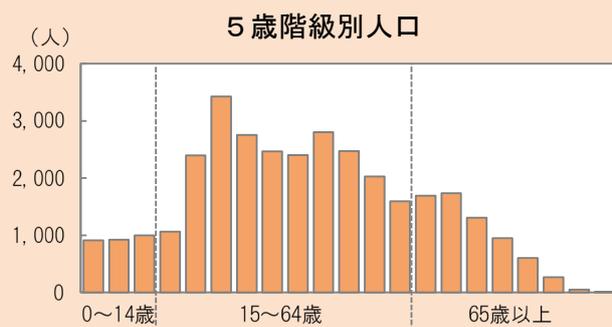
### 【地区社協が行っている事業・取組】

- 地域福祉懇談会      ●地域福祉講演会
- 子ども食堂「わいわいキッチン」
- 認知症予防カフェ「くるみクラブ」
- 福祉施設・防災施設等視察研修
- 婦人部研修会      ●広報誌「きずな」年2回発行 他

### ▼子ども食堂「わいわいキッチン」



人口	32,870人	世帯数	20,420世帯
年少人口(0~14歳)	2,838人	年少人口割合	8.63%
生産年齢人口(15~64歳)	23,410人	生産年齢人口割合	71.22%
高齢者人口(65歳以上)	6,622人	高齢者人口割合(高齢化率)	20.15%



資料：川崎市統計情報（各年9月末日現在）

### (3) 渡田地区社会福祉協議会

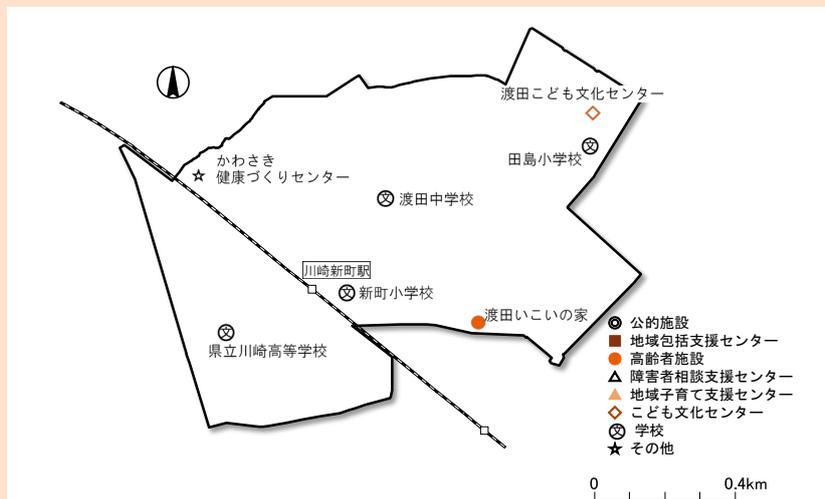
#### 【地区の概況】

市電通りを挟んで、東西に広がる地域です。住宅地が主であり、川崎駅からバスや徒歩圏内でアクセスしやすいエリアです。渡田いこいの家が地域の活動拠点となっています。

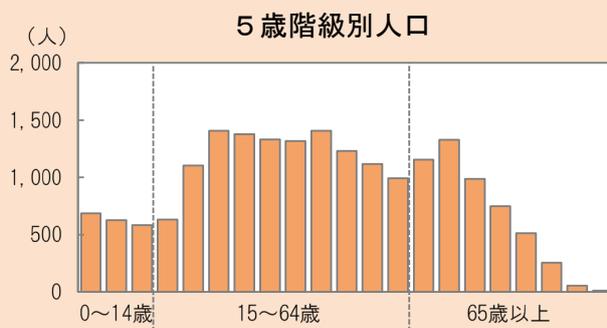
#### 【地区社協が行っている事業・取組】

- 連合若竹会の行事
- ふれあい会食会
- 広報誌年2回発行
- はつらつ演芸大会
- 「ほのぼの会」、「子育てサロンわたりだ」、「見守りネットワーク」への協力
- 羽根つき、ティーボール、カローリング大会
- 地域福祉懇談会
- 障害者福祉施設への協力 他

#### ▼地域福祉懇談会



人口	18,877人	世帯数	10,446世帯
年少人口（0～14歳）	1,897人	年少人口割合	10.05%
生産年齢人口（15～64歳）	11,921人	生産年齢人口割合	63.15%
高齢者人口（65歳以上）	5,059人	高齢者人口割合（高齢化率）	26.80%



資料：川崎市統計情報（各年9月末日現在）

## (4) 大島地区社会福祉協議会

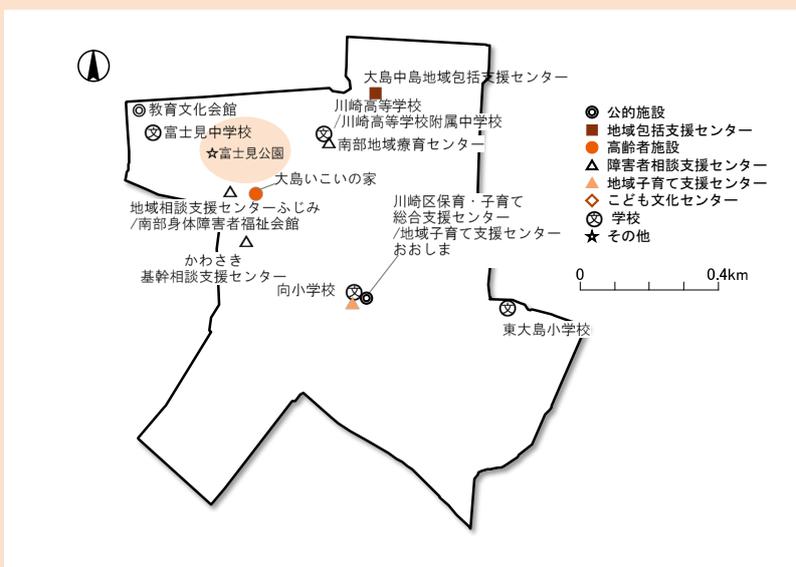
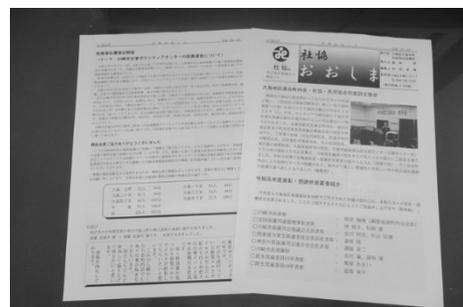
### 【地区の概況】

新川通りや富士見通り沿いにある地域です。令和元年度に開所した川崎市保育・子育て総合支援センターや富士見公園などの住民が集う場や相談機関が多数存在するエリアです。

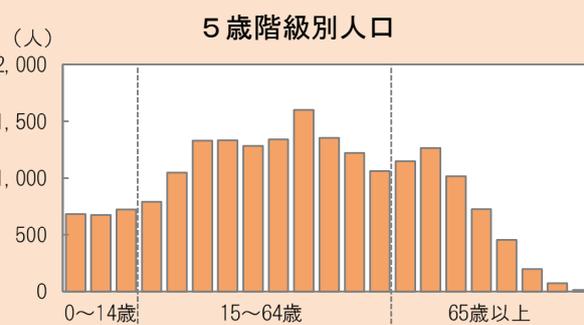
### 【地区社協が行っている事業・取組】

- 小地域見守り福祉協力員の委嘱・研修
- 地域福祉講演会
- 広報誌「社協おおしま」発行
- 高齢者ふれあい会食会
- 地域福祉施設の見学・福祉問題の勉強会
- 「社明大島ビックファミリーワン」協力 他

### ▼広報誌「社協おおしま」



人口	19,214人	世帯数	10,336世帯
年少人口(0~14歳)	2,070人	年少人口割合	10.77%
生産年齢人口(15~64歳)	12,234人	生産年齢人口割合	63.67%
高齢者人口(65歳以上)	4,910人	高齢者人口割合(高齢化率)	25.55%



資料：川崎市統計情報（各年9月末日現在）

## (5) 大師第一地区社会福祉協議会

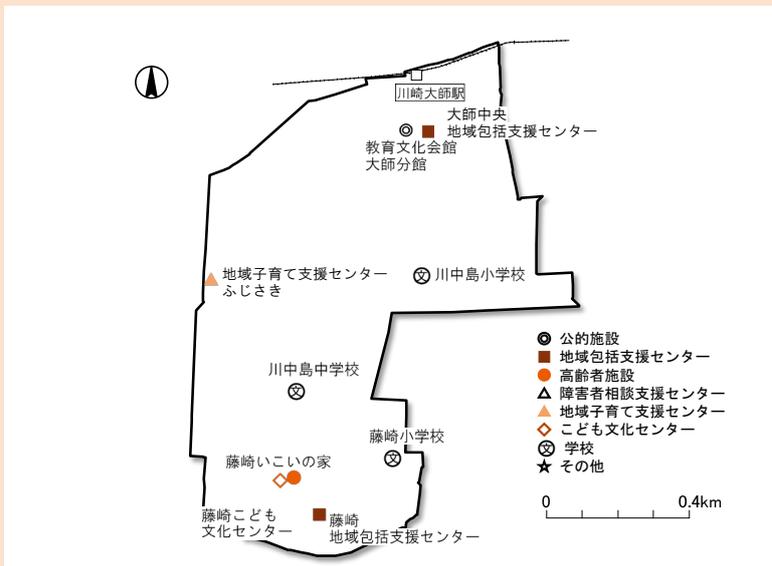
### 【地区の概況】

平坦な土地で交通の便が良い地域であり、教育文化会館大師分館（プラザ大師）があります。大師駅前には大規模なマンションが建設され、子育て世帯が多く転入しています。

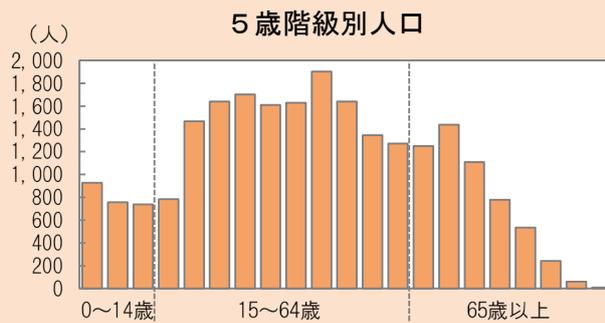
### 【地区社協が行っている事業・取組】

- 地域福祉懇談会
- 地域福祉講演会
- 視察研修
- 敬老行事
- 各種講座の開催（車いす体験等）
- 高齢者向けサロン「高齢者お茶のみサロン」
- 広報紙、「地域だより」の発行
- 子ども食堂「にこにこだるまさん」 他

### ▼「高齢者お茶のみサロン」



人口	22,834人	世帯数	12,229世帯
年少人口（0～14歳）	2,421人	年少人口割合	10.60%
生産年齢人口（15～64歳）	14,992人	生産年齢人口割合	65.66%
高齢者人口（65歳以上）	5,421人	高齢者人口割合（高齢化率）	23.74%



資料：川崎市統計情報（各年9月末日現在）

## (6) 大師第二地区社会福祉協議会

### 【地区の概況】

住宅地が主となっているエリアであり、産業道路を挟んで両側に広がる地域です。学校の他に福祉施設や大型商業施設などがあり、行事等でも連携しています。

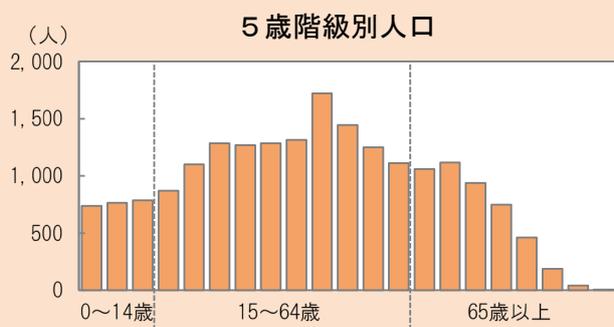
### 【地区社協が行っている事業・取組】

- 地域福祉懇談会
- 地域福祉講演会
- カローリング大会・ポッチャ体験
- ふれあい会食会
- 車いす体験・ふれあい給食会（四谷小）
- 広報誌「きずな」発行 他

### ▼カローリング大会



人口	19,505人	世帯数	10,106世帯
年少人口（0～14歳）	2,288人	年少人口割合	11.73%
生産年齢人口（15～64歳）	12,653人	生産年齢人口割合	64.87%
高齢者人口（65歳以上）	4,564人	高齢者人口割合（高齢化率）	23.40%



資料：川崎市統計情報（各年9月末日現在）

## (7) 大師第三地区社会福祉協議会

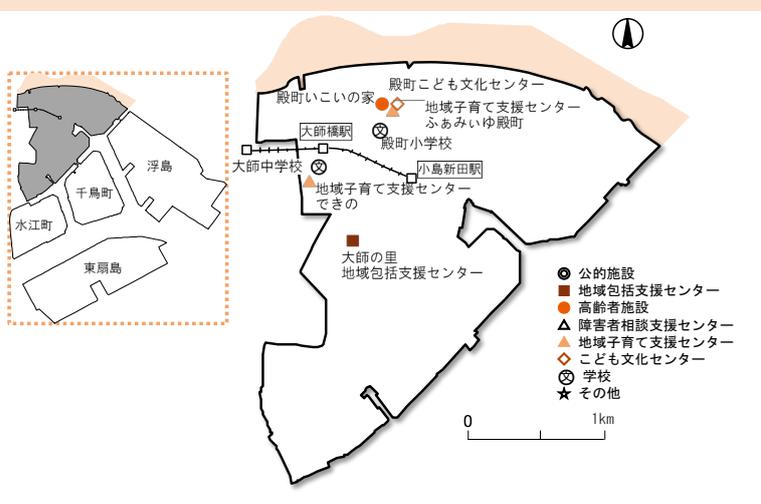
### 【地区の概況】

臨海部に面しており、工場地帯の企業と地域のつながりがある地域です。大型マンションの建設により子育て世代が多く転入しています。子育て支援施設が多いエリアです。

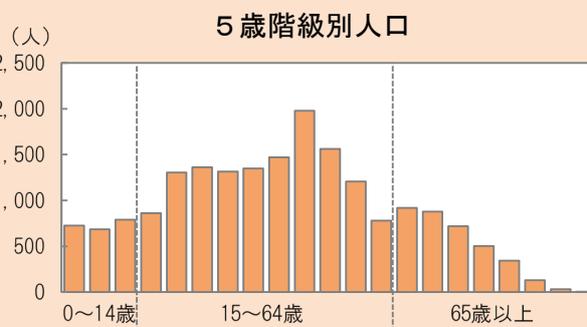
### 【地区社協が行っている事業・取組】

- 地域福祉懇談会
- 福祉教育（車いす体験など）への協力
- ふれあい会食会      ● 役員向け研修
- 敬老行事への協力 他

### ▼ふれあい会食会



人口	18,922人	世帯数	10,314世帯
年少人口（0～14歳）	2,199人	年少人口割合	11.62%
生産年齢人口（15～64歳）	13,199人	生産年齢人口割合	69.75%
高齢者人口（65歳以上）	3,524人	高齢者人口割合（高齢化率）	18.62%



資料：川崎市統計情報（各年9月末日現在）

## (8) 大師第四地区社会福祉協議会

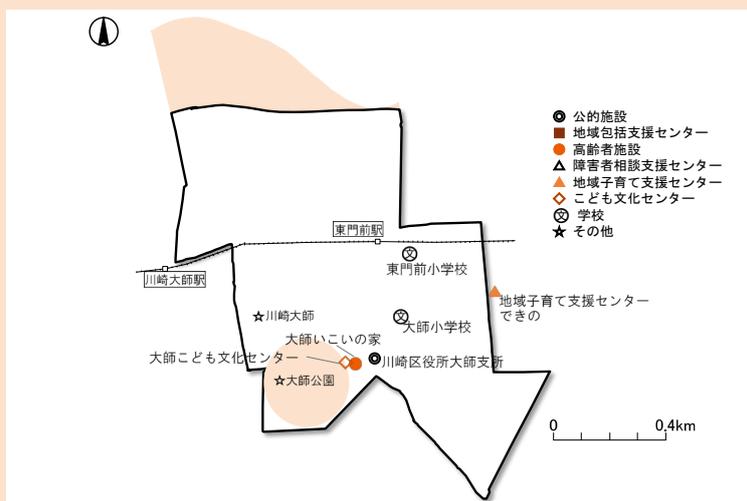
### 【地区の概況】

川崎大師平間寺の周辺を取り巻く古くからの門前町であり、川崎区役所大師支所がある地域です。大師公園など、子どもを連れて行ける通いの場が充実しています。

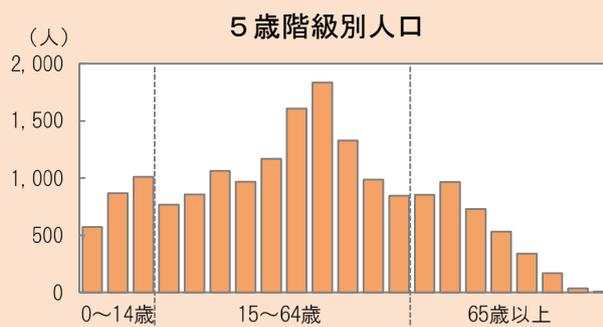
### 【地区社協が行っている事業・取組】

- 地域福祉懇談会
- 福祉教育（東門前小・大師小）への協力
- ふれあい会食会
- 健康体操講座
- 広報誌「しあわせ」発行
- 地域のボランティアグループ・母親クラブへの支援 他
- いこい喫茶
- 1 日子ども民生委員

### ▼ 大師いこい喫茶



人口	17,511人	世帯数	8,795世帯
年少人口（0～14歳）	2,452人	年少人口割合	14.00%
生産年齢人口（15～64歳）	11,424人	生産年齢人口割合	65.24%
高齢者人口（65歳以上）	3,635人	高齢者人口割合（高齢化率）	20.76%



資料：川崎市統計情報（各年9月末日現在）

## (9) 田島地区社会福祉協議会

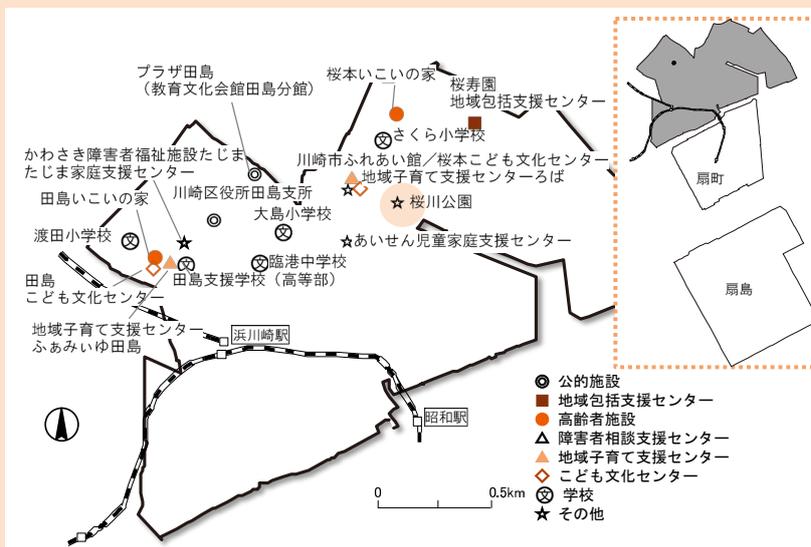
### 【地区の概況】

臨海部の企業とともに発展した古い歴史のある地域です。川崎区役所田島支所や教育文化会館田島分館（プラザ田島）といった公的機関や福祉関連施設・拠点が多く存在します。

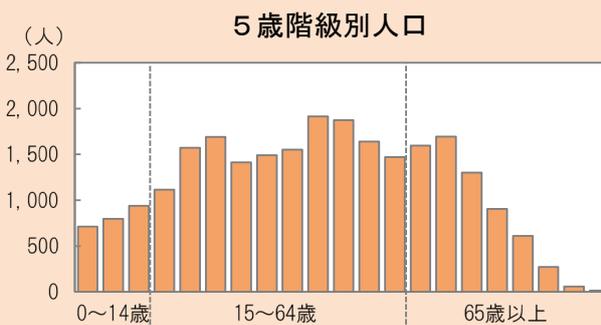
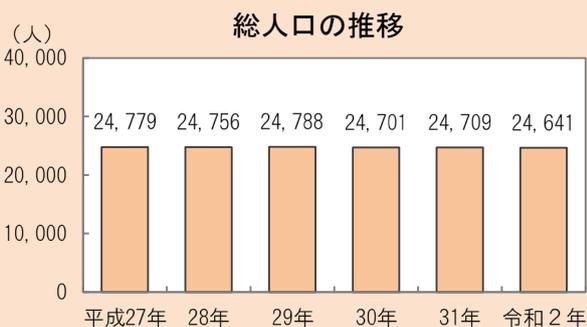
### 【地区社協が行っている事業・取組】

- 地域福祉懇談会      ● 地域福祉講演会
- 福祉の集い
- カローリング大会
- ふれあい会食会
- 広報誌発行 他

### ▼ふれあい会食会



人口	24,641人	世帯数	13,582世帯
年少人口（0～14歳）	2,448人	年少人口割合	9.93%
生産年齢人口（15～64歳）	15,738人	生産年齢人口割合	63.87%
高齢者人口（65歳以上）	6,455人	高齢者人口割合（高齢化率）	26.20%



資料：川崎市統計情報（各年9月末日現在）

## (10) 小田地区社会福祉協議会

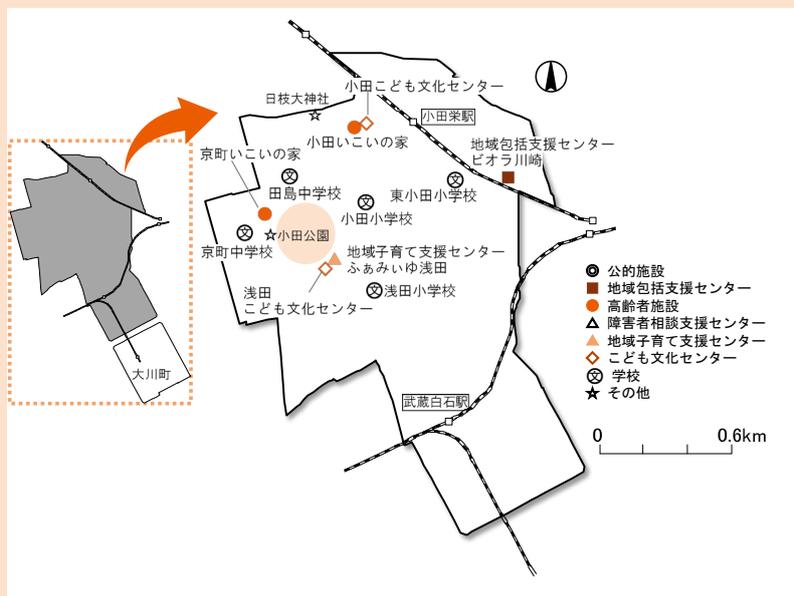
### 【地区の概況】

古くからの住宅が密集している地域であり、小田公園は住民の様々な活動の場となっています。近年、工場跡地に大規模マンションが建設され、新しい住民が増えています。

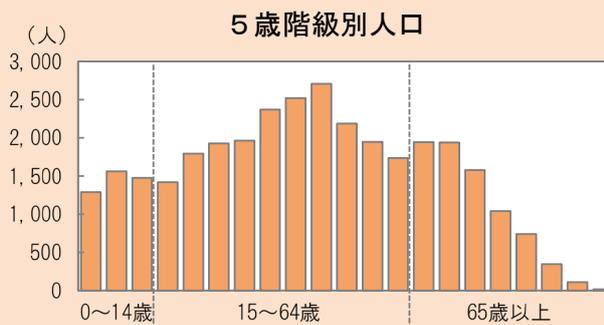
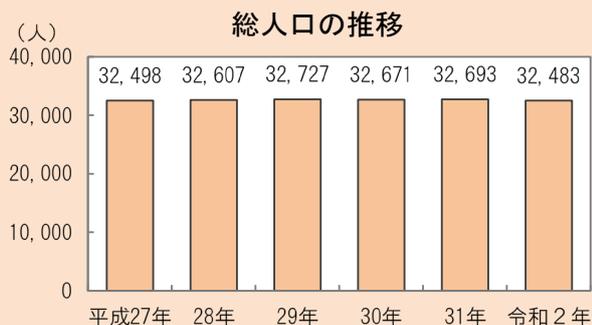
### 【地区社協が行っている事業・取組】

- 地域福祉懇談会
- 地域福祉講演会
- 男性の料理教室
- 福祉教育への協力
- 広報誌の発行
- 敬老行事（演芸大会）
- あいさつ運動
- 高齢者会食会への協力 他

### ▼男の料理教室



人口	32,483人	世帯数	16,295世帯
年少人口（0～14歳）	4,233人	年少人口割合	13.03%
生産年齢人口（15～64歳）	20,496人	生産年齢人口割合	63.10%
高齢者人口（65歳以上）	7,754人	高齢者人口割合（高齢化率）	23.87%



資料：川崎市統計情報（各年9月末日現在）

## 6 社協職員行動原則

「社協職員行動原則」は、社協職員が共有し、そしてその一人ひとりが主体的に取り組むべき課題や目指すべきあり方を、社協職員はもとより、社会福祉協議会内外の関係者に対して明文化し、社協活動の活性化を図ることを目的としています。本会職員も地域福祉を推進する中核的な組織の一員としての強い使命感と誇りをもち、社協事業や活動を推進していくことを目指します。

### 【尊厳の尊重と自立支援】

- (1) 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

- 人々の尊厳と基本的人権を尊重し、援助を必要とする人が心豊かに地域社会の一員として生活が継続できるよう支援します。
- 個別の支援にあたっては、常に相手の立場に立ち、その人らしく生活できるように自己決定を尊重し、自立に向かうよう支援します。

### 【福祉コミュニティづくり】

- (2) 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

- さまざまな機会を通じて、住民が身近な地域で相互に交流し、また地域の福祉問題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりをすすめ、自らも積極的に参加します。
- 住民自らが身近な地域において支え合いや支援活動に参加する福祉コミュニティづくりを意識的、計画的に取り組めます。

### 【住民参加と連携・協働】

- (3) 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行うことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

- 社協が住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなどあらゆる地域の関係者による地域福祉をすすめる協働・協議の場（プラットフォーム）をつくる役割があることを理解し、あらゆる業務において、住民参加と地域における多様な組織や活動との連携・協働を心がけます。
- 地域の先駆的な取り組みを発掘・応援し、また、福祉活動に取り組む人々の育成に努め、地域福祉を推進する活動や実践を広げます。

**【地域福祉の基盤づくり】**

- (4) 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

- 地域の実情を常に把握し、そこで捉えた福祉課題を地域全体の問題として捉え、先駆性をもって事業や活動の開発や改善に取り組み、さらに提言活動や改善運動を行い問題解決に向けたアクションにつなげます。
- 地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定などの機会を捉え、福祉・保健・医療の連携によるよりよい制度づくりや地域福祉の財源づくり、福祉コミュニティの実現など地域福祉の基盤づくりの取組みに積極的に参画します。

**【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】**

- (5) 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

- 社協職員としての自覚をもち、自己研鑽に努め専門性を高めます。また、職員同士と部署間の情報共有に努め、互いの役割を認識し協働しあえる環境をつくり、チームワークにより業務を遂行します。
- 常に地域の福祉問題に目を向け、チャレンジ精神や先駆性をもって業務をすすめます。また、自らの業務の評価と改善に努め、コスト意識をもって効果的で効率的な業務を遂行します。

**【法令遵守、説明責任】**

- (6) 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

- 関係法令の遵守はもちろん、社会的規律や職場内ルールに則った行動をします。
- 職務上知り得た個人情報は、関係法令に基づき適切に対応します。また、プライバシーを尊重し、関係者との情報共有の際には、定められた手続きに基づき適切に対応し、その秘密を保持します。
- 住民や関係者に対して、社協の業務について十分な説明責任を果たすとともに、情報公開に努めます。

資料：全国社会福祉協議会「社協職員行動原則」



## 第5期川崎区地域福祉活動計画

【令和3（2021）年度～5（2023）年度】

---

発 行 令和3（2021）年 3月

編 集 川崎市川崎区社会福祉協議会

住 所 〒210-0011

川崎市川崎区富士見1-6-3 読売川崎富士見ビルB-1棟6階

T E L 044-246-5500 F A X 044-211-8741

電子メール info@kawasakikushakyo.or.jp

U R L <https://www.kawasakiku-shakyo.jp/>



川崎区地域福祉活動計画の作成費は共同募金を財源にしています。